

令和6年

文教委員会会議録

とき 令和6年11月26日

品川区議会

令和6年 品川区議会文教委員会

日 時 令和6年11月26日(火) 午前10時07分～午後4時29分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 こんの孝子 副委員長 山本やすゆき
委員 西村直子 委員 あくつ広王
委員 せらく真央 委員 高橋しんじ
委員 田中たけし

出席説明員 伊崎 教 育 長 米 田 教 育 次 長
船 木 庶 務 課 長 荒 木 学 校 施 設 担 当 課 長
柏 木 学 務 課 長 中 谷 指 導 課 長
丸谷教育総合支援センター長 唐澤特別支援教育担当課長
河内品川図書館長 佐藤(憲)子ども未来部長
藤村子ども育成課長 柴田子ども施策連携担当課長
染谷子ども家庭支援センター長 長谷川児童相談課長
金子一時保護担当課長 飛田子育て応援課長
芝野保育入園調整課長 中島保育施設運営課長
佐藤(裕)保育事業担当課長

○午前10時07分開会

○こんの委員長

それでは、ただいまから、文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、議案審査、報告事項、所管事務調査およびその他を予定しております。

なお、子ども家庭支援センター長および子育て応援課長は、報告のため冒頭より厚生委員会に出席しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 議案審査

(1) 第106号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(2) 第107号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○こんの委員長

それでは、予定表1の議案審査を行います。

初めに、(1)第106号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、(2)第107号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、この2議案を議題に供します。

これら2議案につきましては、関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとの採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○中谷指導課長

それでは、私から第106号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第107号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料をご覧くださいいただければと存じます。

両案は、令和6年10月9日に行われました特別区人事委員会勧告を踏まえまして、学校教育職員、区固有教員および幼稚園教育職員の給与に関し、所要の改正を行うものであります。そのほかの区の職員全体に関わる部分、また勧告制度の仕組み等につきましては、総務委員会での審査となっております。

改正の内容といたしましては、まず1の給料表でございますが、学校教育職員、区固有教員につきましては、前回の文教委員会でご説明させていただきましたとおり、特別区人事委員会勧告に基づき、東京都人事委員会勧告に沿った改正を行うこととし、公民較差分、給与月額1万595円、率にして2.59%の解消を図るため、初任層、つまり初任給・若年層に重点を置きつつ、全級・全号給の引上げ改定を行うものでございます。

次に、幼稚園教育職員につきましても、特別区人事委員会勧告に基づきまして、公民較差分、給与月額1万1,029円、率にして2.89%の解消を図るため、初任給・若年層に重点を置きつつ、全級・全号給の引上げ改定を行うものでございます。

続きまして、2の特別給の年間支給月数の改定でございます。こちらにつきましても、区固有教員および幼稚園教育職員に共通するものでございますが、特別区人事委員会勧告に基づきまして、特別給の年間支給月数を現行の4.65月から4.85月に0.2月分引き上げるものであります。今回の引上げ分につきましては、民間の支給状況を勘案しまして、一般職員および管理職員とも、期末手当および勤勉手当に均等に配分いたします。

ページをおめくりいただきまして、上段が一般職員、その下が管理職員となります。

また、Ⅱをご覧ください。令和6年度の特別給引上げ分につきましては、12月に支給することとなりますが、令和7年度からは期末および勤勉手当の6月、12月期がそれぞれ均等になるよう配分いたします。こちらにつきましても、一般職員、管理職員、それぞれお示しをさせていただいております。

3ページをご覧ください。3の扶養手当に関しては、配偶者等に係る手当を廃止し、子に係る手当を引き上げます。こちらの実施時期は令和7年4月1日ですが、受給者への影響を可能な限り少なくする観点から、改正は段階的に実施をいたします。

最後に4、施行期日に関しては、給料表の改定は公布の日であり、令和6年4月1日から適用いたします。扶養手当の改定は公布の日であり、令和7年4月1日から実施いたします。また、特別給支給月数の改定は、令和6年度は公布の日であり、令和7年度は、令和7年4月1日から施行いたします。

なお、ご参考といたしまして、区固有教員と幼稚園教育職員のそれぞれの給料表等の新旧対照表につきましては、資料後半に載せさせていただいております。よろしく願いいたします。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

いかがでしょうか。

○田中委員

ご説明をありがとうございます。確認をさせていただきますが、今回の改正の対象となる学校教育職員の方の給与改正について、すみません、ちょっと確認です。いわゆる教員の方は都費ということで、給与は東京都で対応で、今回の区のほうで対応する学校教育職員の方というのは、区で雇用されている職員のみが対象ということなのでしょうか。

あわせて、都費職員の給与改正は東京都のほうで対応するのかなと思いますが、その辺の状況、今回のタイミングと都のタイミングが合っているのかどうか、そこを確認させていただきたい。

○中谷指導課長

2つご質問をいただきました。

まず、今回の対象の方ということですが、ご説明させていただいた学校教育職員につきましては、品川区の固有教員が対象となっております。

それから2点目のご質問で、東京都の教員はどうかということですが、同時進行で東京都教育委員会のほうで改正を進めているということで、よろしく願いいたします。

○田中委員

同時進行であり、内容もその改定率も同じということで受け止めていいのですか。はい、分かりました。ありがとうございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○高橋（し）委員

すみません。一般のいわゆる事務系職員の方は、この改定で年間20数万円アップするとたしか本会議であったのですが、今お話があったいわゆる固有教員の方とか幼稚園教諭の方々は、平均という考え方なのですかね、年間で幾らぐらいプラスになるのかということがもし分かればお願いします。

○中谷指導課長

給料表の新旧対照表を後ろのほうにつけさせていただいているのですが、給料月額で、例えば今回、学校教育職員、区の固有教員のほうで見ていただきますと、まず教諭の層ですと2級職になっていくのですが、初任者の方で新卒の方だと、2級職の9号からスタートするのが標準なのですが、そこをみていただくと、改正前ですと21万4000円、そして改正後で24万1,700円ということで、おおよそですが、3万円程度の増額というところになっております。

管理職のほうになりますと、そこまでの増額というところまではいかないのですが、今回の改定につきましては、全級・全号給で上がるということでご承知いただければと思っております。

○高橋（し）委員

そうすると、それが12か月と、いわゆる賞与を計算すると、20万円ぐらいのプラスという認識でよろしいでしょうか。

○中谷指導課長

今申し上げた月額に、掛ける12、プラス、今改定が反映されている期末手当、勤勉手当、これがプラスアルファになりますので、初任の方で考えますと20万円以上アップになるのかと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず第106号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認します。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○西村委員

賛成です。

○あくつ委員

賛成です。

○山本副委員長

賛成します。

○せらく委員

賛成します。でも、少し以前との違いについて述べてもよろしいでしょうか。

○こんの委員長

どうぞ。

○せらく委員

ありがとうございます。これまで維新としては身を切る改革を行っておりまして、安定した職業である公務員の皆様の給料の引上げというのは反対していたところなのですが、品川区では、森澤区長の下、区長自身も身を切っているのと、行財政改革を行って改革を進めているという判断で、今回党議規則もないという会派での判断をいたしまして、今回の議案は賛成したいと考えております。

○高橋（し）委員

賛成します。

○田中委員

賛成します。

○こんの委員長

それでは、これより、第106号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第107号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○西村委員

賛成します。

○あくつ委員

賛成いたします。

○山本副委員長

賛成します。

○せらく委員

賛成します。

○高橋（し）委員

賛成します。

○田中委員

賛成します。

○こんの委員長

それでは、これより、第107号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

2 報告事項

(1) 令和6年度第2回家庭教育講演会について

○こんの委員長

それでは、予定表2の報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)令和6年度第2回家庭教育講演会についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○船木庶務課長

それでは、令和6年度第2回家庭教育講演会についてご報告申し上げます。庶務課資料をお願いいたします。

教育委員会では、毎年、家庭の教育力向上を目的とした講演会を開催しており、今年度1回目の講演会では、「子どものデジタルとの付き合い方～依存の予防とウェルビーイングを目指して～」をテーマに、7月から8月にかけて実施をいたしました。

今年度の第2回目は、資料にございますとおり、「親子で身につけよう！子どもの防犯対策」と題しまして、講師に、防犯アドバイザー、犯罪予知アナリストとしてメディアでもご活躍され、自治体などでの防犯研修会の講師などとして多数公演実績もある、京師美佳さんをお招きすることといたしました。

講演の主な内容としましては、子どもの防犯対策に関し、例えばこれまで言われてきました、知らない人についていっては駄目というようなことも、現在では知っている人でもついていっては駄目といったようなことであるとか、子どもが狙われやすい場所は、人けのない場所といった考え方ではなく、子どもが狙われやすい場所は、むしろ人けの多い場所、ショッピングモールなど他に紛れ込みやすい環境が狙われやすい場所であるといったような情報も含めまして、子どもの防犯に関し、大きく4つの項目で構成され、大変有意義な内容となっております。

講演会につきましては、オンライン形式により、区の公式YouTubeチャンネル、しながわネットTVにて、12月5日木曜日から12月25日水曜日までの期間、配信を予定しております。全体の講演内容は45分程度で、資料にURLとQRコードを掲載し、アクセスできるようにしてあります。

視聴に際しては、事前の申込みや予約などは必要ありません。今後準備が整い次第、各学校、またPTA等学校支援団体を通じ、児童・生徒の保護者の皆様にご案内をする予定であります。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございます。子どもの防犯対策、非常に重要な視点であって、昨今凶悪犯罪が続いておりますので、こうしたものを家庭教育講演会で行うというのは時宜に適しているのかなとは思いますが。オンライン配信ということなのですが、これは20日間ぐらいの期間がありますけれども、配信期間にどれぐらいの方がこの配信をご覧になったという、最終的な結果というか、効果というか、そういうものも含めて分かるような形になっているのか教えてください。

○船木庶務課長

実績につきましては、配信終了後に集計を取っております。前回の本年度の第1回目で申し上げますと、視聴回数475回と。これまでの過去数年を振り返ってみますと、ちょうど令和2年度から4年間ぐらいのコロナ禍の時期は、やはりご家庭の方は在宅率が高かったのか、もう少し、例えば七、八百件程度のときもあるように、かなり視聴回数も増えておりました。

こういった中で、やはり講演会の在り方も、講堂にお招きするというか、お声がけをするような方法の在り方と、オンラインのやり方というふうに、PTAの方などとの意見交換というか、そういったすり合わせをしたときに、やはり引き続き、いつでも視聴ができるオンライン形式での方法がありがたい

といったことがございますので、あとはこういった周知をしっかりとどこまで行き届かせるかということかと思えます。この辺りは、先ほど申し上げましたように学校、そしてPTA等の学校支援団体を通じまして、児童・生徒の保護者に行き届くように、しっかりと可能な限り努めてまいりたいと考えております。

○あくつ委員

ありがとうございました。なぜオンライン配信なのかというところの説明もいただいたのですが、先ほど、前は四百数十回のアクセスがあったということなのですかね。最後、視聴期間が終わった後のというお話がありました。私もいろいろなものを申し込む際に、自分の名前を入れたり、生年月日を入れたりということをやるのですが、そういったものなしで、アクセス数だけでカウントができるということによろしいのでしょうか。それで申込みは不要と書いてあるから、そういうことなのか。そういった形でカウントされているということでもいいのでしょうか。

○船木庶務課長

よく一般的にYouTube配信されているものは、視聴回数が表示されると思うのですが、その動画をどなたがというところは特定できないのですが、実際にアクセスがあって、全体の視聴回数という捉え方をした視聴回数になります。

○あくつ委員

分かりました、先ほどコロナ禍においてはその2倍ぐらいの視聴数があって、それが終わってからは在宅期間があまりないだろうから、400回ぐらいになるということでした。今回、企画としてはとてもいい内容だと思いますし、多くの人に見ていただきたいのですが、どれぐらいの方に見ていただきたいという思いはあるのでしょうか。

○船木庶務課長

中身が非常に有意義なものになっておりますので、可能な限りできれば見ていただきたいというのが本音でございます。

ちょっと悩ましいのは、実はここにURLが張ってあるのは、学校にお通いの児童・生徒の保護者向けと限定した形で講師とのすり合わせをして、それなりに謝礼も払ってということになっておりますので、これを区のホームページに広く掲載すると、どなたでもこれが開けるので、誰でもアクセスできることになる。そうすると、特に学校に通わせていらっしゃる児童・生徒の保護者の方でなくても、ご覧になれてしまうということもあって、周知のほうは非常に一部悩ましいところがあるのですが、今日は資料をご配付しているところでございますけれども、対象者にのみこのURLを、をお伝えして、ご覧いただくという考え方でいますので、可能な限り多くの方に見てもらいたいというところがございまして、学校、そして学校の関係者の方のお力をお借りして、周知が行き届くような形で努めてまいりたいと思っております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○田中委員

すみません。今お答えいただいたかもしれないのですが、改めてお聞きします。今回の講演の対象は、いわゆる子どもを持つ保護者なのか、あるいはご家族全員で共有してくださいという呼びかけもあるように、児童・生徒の方にも当然見てもらいたいということなのでしょうけれども、どちらかという、どちらを対象とされているのでしょうか。まず、確認です。

○船木庶務課長

内容としましても、ターゲットは保護者の方です。ただ、お子様が見られても気づきになるような内容もありますので、ぜひご家庭で、皆さんで見ていただくとか、第一義的には保護者の方を対象として、ご案内をしているものでございます。

○田中委員

いろいろ学校の取組の中に、地域の方から学ぶ事業というか、取組もあるかと思いますが、今回は保護者の方を対象にした内容でありますし、家族で見ていただく中で、家庭の中でこういう犯罪防止に対しての話合いをまずはしてもらおうというのが、大きなきっかけとなると思います。直接子どもに向けても、自ら防犯意識を持って対策する姿勢を学んでもらおうというか、そういうことも次の段階としてはあってもいいのかなど。ですので、場合によっては児童・生徒向けにこういう直接話をするような講演にするのか、事業をどういうふうにするのか、あるいは地域の方から直接学ぶようなことで対応を取るのか、やり方はいろいろあるのかもしれませんが、その辺の、この次のステップとといいますか、逆に既にやっつけらっしゃる部分もあるのかもしれませんが、こういう講演会はすばらしいものだと思いますし、これをより発展させる意味でも、いろいろ講じていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○船木庶務課長

児童・生徒にも直接こういった防犯のことがいろいろ伝わるようにということは、今後どのような方向でやっていくかということを検討したいと思います。今日の資料の本文の4行目にもございますように、大人の防犯対策にもつながりますので、ご家族全員でぜひ共有してくださいという一文を添えてご案内しております。保護者の方が、お子さんとこうしたほうがとか、防犯に関することはこうだからということをご共有いただく中で、まずは、この事業は家庭教育力の向上ということを狙いとしておりますので、そこをしっかりと実施していく中で、今後、実際に児童・生徒向けのそういった取組がどういったことを考えられるかについては、考えていきたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

児童・生徒向けの安全教室ということですが、各校では、セーフティ教室と呼ばれるような取組の中で、警察の方をお呼びして、こうした犯罪に巻き込まれないというような指導を例年行っているところでございます。

今回の家庭教育講演会と直接結びつくものではございませんけれども、引き続き学校での指導を継続して行ってまいります。

○田中委員

よろしくお願ひします。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○せらく委員

ありがとうございます。周知の部分で先ほどお話が出ていたと思うのですが、内容が、お子さんが学校に通っている保護者の方向けということで、講師の方ともすり合わせがあったということです。周知は学校を通してお手紙の配付やPTAからの周知方法とおっしゃったのですが、それ以外の方法で、例えばLINEを使ったりすることは、今回の内容からすると考えていらっしゃるというふうな受取りをしたのですが、認識について確認をできればと思います。

○船木庶務課長

保護者の方のみに行き渡るようなLINEのネットワークというものがなく、今回については、予定してなくて、ただ今後こういった対象の方に、チラシとかご案内とかではない方法で、より行き渡る方法があれば、そこは取り入れたいと思っておりますけれども、今回は、チラシをまずは全児童・生徒に配付をし、そしてPTAを中心とした学校に関係されている方にご協力をいただく中で、周知を徹底していきたいと考えております。

○せらく委員

ありがとうございます。そうすると、対象の方以外にもあまり伝わってほしくないというようなことなのでしょうか。例えば、私なんかSNSを使って、こういうのがありますよと広報するというのは、あまりよくないということなのでしょうか。

○船木庶務課長

知れ渡ってはいけないということではないのですけれども、肝心なのは、学校に通われている児童・生徒の保護者に、いかにしっかり見ていただけるかということでございますので、こういうことがあるよとか、こういうことが予定されている、区ではこういうことが実施されているということをお伝えいただくことそこを否定するようなものではないのですけれども、学校を卒業なさって、もうお子さんが成人になられているという方々にも、ある一定の意味では役立つものにはなっているのですけれども、そのターゲットがやはり児童・生徒の保護者の方向けというような、ある程度一定の層をターゲットとして今回は事業を組立てておりますので、そこにいかに行き届かせるかという意味では、いろいろと周知についてはご協力をいただきたいところなのですけれども、そこら辺を踏まえてというところで進めてまいりたいと考えております。

○せらく委員

ありがとうございます。しっかりターゲット層に届くような形で協力させていただきたいと思います。それで、もう一点なのですけれども、今回内容が防犯対策ということで、子どもたちが犯罪に遭わないようにという内容になるかと思うのですが、学校では子どもたちと大人向けにCAPのワークショップが行われていると思います。こちら子どもへの暴力防止ということで、内容が近いのかなと思っておりまして、特に大人のCAPのワークショップというのは、各学校で結構な予算が取られていると思うので、こちらと重複するものなのか、違いというところを一つお聞かせいただければと思います。

○船木庶務課長

CAPにつきましては、虐待とか、いじめとか、暴力とか、そういうことがあってはならないというところで、これはかねてから取組をしていて、大人向けのワークショップ、子ども向けのワークショップというところでやっております。家庭教育講演会の今回のテーマは、まさにこの防犯というテーマを取り上げておりますので、そことある程度近いというご質問かと思っておりますけれども、今回の講演会のテーマにつきましては、やはり社会的な犯罪、防犯というようなところで、これまでの常識が通じなかったりとか、どういうようなところに落とし穴があってとか、どういうところに気をつけないと、そういった事件に巻き込まれかねないとか、知っている人でも、信頼している人でも、連れていかれて、犯罪に遭いかねないといったような、もう少し幅広い防犯対策、そういったところをテーマに挙げていると捉えております。

一方でCAPのほうは、繰り返しなりますけれども、こういった社会的なことというような動きというよりも、むしろ保護者とお子さんという関係性の中で、虐待とかいじめとか、そういうところをど

ういうふうを防いでいくかというところに、ある程度特化したようなカリキュラムを組んでいるというふうなすみ分けで考えております。

○せらく委員

ありがとうございました。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○山本副委員長

では、私からも2点伺わせていただきます。まず、講演会の内容ですけれども、子どもの防犯対策ということで、テーマも興味深い内容と感じておりまして、ぜひ多くの区内に住む子どもたちの保護者の方々、そして子どもたちにも見てほしいと思っています。

これまでの質疑の中で、幅広く知ってもらいたいけれども、あまり広げるのも何か悩ましいみたいなお話がございました。その背景を確認したいのですけれども、こちらは予算としてはPTA支援として計上されているということで、基本、一義的には区内の学校に通う保護者や子どもたち向けということだからということなののでしょうか。予算としてどのようにしているかというところを含めてご回答いただきたいと思います。

2つ目が、周知の仕方のございますけれども、複数の議員の方からもお話があるところで、私も同じような思いなのですけれども、区立学校向けや保護者の皆様向けの周知として、主にチラシとかメールなどを使つての周知のかなと理解しておりまして、これは今区立中学校に通う子どもたちには、そのほかのチラシも含めて、数多くのチラシが配付されていて、なかなかその中から選ばれ、実際は配られているものの、それを保護者が見る、そして、そこから実際にそのチラシの内容を実施するというところまで行き着きにくいのかなというのをちょっと感じているところではございますけれども、今回改めて周知をよくするということは、それに加えて、何か新しい要素を考えていらっしゃるのかというところをお伺いいたします。

せらく委員からもございましたようにLINE等、そういったインフラを新しく考えていくということは、とても私も有用なことかと思いますが、現段階でないというところではございますので、今の時点で周知の強化を図っていくということだと、どういうやり方があるのか。これは私自身もすごく難しいなという課題認識としては持っているのですけれども、どのように考えていらっしゃるのかというのを聞かせください。

○松木庶務課長

まず、予算の部分ですけれども、家庭教育力向上の取組としては、PTAのほうに一部委託というかお願いをしてやっているものもあれば、今回の講演会のように、区のほうで企画をして、そして実際に実りのある情報をお伝えするというものもございます。お伝えする手段方法としてPTAをお願いしているものも、PTA支援ということでお願いしているものもございますし、今回は必ずしもPTAに何かを委託という形でお願いしているものではございませぬので、そこは大きく家庭教育力向上のための予算という枠組みの中で対応しているものでございます。

それから周知の方法につきましては、学校への配付がございますがかにいろいろな案内のチラシと紛れてしまうような危惧もありますので、こういった中では、各PTAの方々が学校のお力をお借りして、PTAの方からこういうことが予定されているのでということを下ろしていただくような、口伝えをしていただくというところに、ご支援、ご協力を賜る中で、より学校から配付されているほかの他の

配付物と紛れ込まないように、一方ではそういうふうな周知の強化を図っていきたい。当面はそういうふうなお力を借りることで、周知の強化を図りたいというところでございます。

今後につきましては、どれだけその限定的な方にさらに行き届かせるかという方法はいろいろ様々あるかと思しますので、そこは今後の1つの課題として捉えて検討していきたいと考えております。

○山本副委員長

ご回答ありがとうございます。確認なのですが、家庭教育力支援の予算ということであれば、特に区内学校の保護者向けに限らずとも、私立学校の保護者向けにも別に見てもらうことを妨げないということで、つまり、そういった方々も見られるような環境で展開していいのかというところをご答弁いただきたいと思っております。

あと、周知のところのご説明、ありがとうございます。そうなりますと、各PTAの方々の力を借りるというのがとても大事ということを感じました。今、PTAの組織の在り方なども含めて、結構難しいところもあると思っておりますので、そういったところはぜひ重要な役割を担っているのだなというところで、ご支援をしっかりとさせていただきたいと思っております。

○船木庶務課長

まず、対象ですけれども、区の教育委員会が実施しているという意味では、区立の小学校、中学校、義務教育学校に通われている児童・生徒の保護者をターゲットとしている事業として位置づけています。広く区内の子どもたちという意味では、例えば私立の中学校であったり、私立の小学校であったりということも考え方としてはあるのだと思うのですが、この事業をこれまで進めてきている中においては、やはり区立の小学校、中学校、義務教育学校に通われているお子さんのご家庭の家庭力向上を進めるという事業の位置づけになっておりますので、そこら辺はちょっとまだ、こういった事業の位置づけを踏まえつつも、広い意味では区内の子どもたちへのそういった働きかけというのはどんな方法が考えられるのかというところは、考えていきたいと思っております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 区立学校におけるいじめの重大事態の調査結果について

○こんの委員長

次に、(2)区立学校におけるいじめの重大事態の調査結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○丸谷教育総合支援センター長

それでは、区立学校におけるいじめの重大事態の調査結果について説明いたします。

資料をご覧ください。令和6年1月に認定したいじめの重大事態、事案番号10について、品川区いじめ対策委員会の調査が終了いたしましたので、ご報告いたします。

いじめの重大事態の認定時期は、令和6年1月、いじめの態様の分類は、④下の枠囲みの中に説明があるとおり、「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」に当たります。

重大事態の分類は、1号、生命心身財産重大事態として扱いましたが、今回は身体に重大な被害が生じた疑いがあるとして調査、報告が行われたものです。

学校種は小学校、品川区いじめ対策委員会への諮問は令和6年2月22日に行い、同年8月22日に調査結果が出たものになります。調査終了から3か月がたっておりますが、この間、被害児童のご家庭へ、公表の可否等の確認を行っております、時間を要した次第でございます。

公表については希望されませんでしたので、事案についての説明は行うことができませんが、ご家庭の希望を最大限配慮した結果ですので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

なお、国のほうでは、いじめの重大事態の分析を行うということが先日報道にもなっておりました。今後本区においても、類似事案を研修会等で各校に示すなどして、いじめの重大化の防止に努めていきたいと考えております。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

よろしいですか。

○田中委員

確認をさせていただきたいと思いますが、お答えいただける範囲で結構でございますが、今回④の身体に対するいじめがあったということですが、まず体の状況、どの程度、何かけがをしてしまったとかということだったのか。あと、それに対するケア、特に小さな小学生ですので、精神的なケアをどのようにしていただいているのかということと、一方で、いじめた側の子どもに対する指導は、お答えいただける範囲で結構ですが、どのような指導をされて、その結果、ご本人、いじめてしまった子どもも、もう今後二度としませんということなのか、理解をしてくれているのかどうか、この辺の状況をお答えいただける範囲内でいただきたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

けがの度合いについてですけれども、このいじめの対応のところ、**「ひどく」**というところがありまして、何というのでしょうか、重大事態に当たるような大きなけがをしたということになります。当然被害に遭われた児童へのケア等も行っておりますし、手を出してしまった加害と言われるお子さんについての指導も行っております。精神的なケアも含めまして、学校のほうでは対応を行っております。

その結果ですけれども、手を出してしまったほうは反省をしているというところで理解をしているところでございます。

○田中委員

小学生というまだまだこれから大きく成長する過程の中で、いろいろな意味で精神的に不安定な時期でもありますので、両者に対してしっかりケアをしていただきたいと思います。

それで、そこまで大きなけがをさせた事態だということですが、こういう行為をした場所は学校の中なのでしょうか。そして、そのときに、もし先生が身近にいてくだされば、それをすぐ止めて、ここまで大きな事態には至らなかったことを願いたいのですけれども、先生が周辺にいらっしやなかったからこそのことだと思っておりますが、今後未然に防ぐという視点で、やはりこういういじめが起きるのは休み時間とか、登下校の時間とか、授業ではない時間帯の出来事だと思えるのですが、そういうときの先生方の配置といたしますか、その辺はどういうふうに見配せさせていただく体制を取っていただくかという、そこも未然防止のためには必要かなと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長

こちらは、学校の中で起こっているものになります。

教員も、その近くにはおったのですけれども、突発的に起こることですとか様々ありますので、なかなか未然防止というか、事前に止めることが難しかったという形になります。

そうした意味で、先生の配置ももちろん含めてそうなのですけれども、子どもたちが感情的になったときに気持ちを抑えるとか、そういった指導を行っていくということも併せて必要なと思っておりますので、今後また共有しながら進めていければと考えております。

○田中委員

よろしく願いいたします。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○山本副委員長

ご説明ありがとうございました。私からも何点か質問させていただきます。こちらのいじめの重大事態の調査結果について、定期的にもこのようにご報告いただいておりますけれども、改めて文教委員会での報告の意味や位置づけについて確認をさせていただきます。

○丸谷教育総合支援センター長

こちらの文教委員会での報告の位置づけということですが、まずいじめの重大事態が発生した時点で、この文教委員会の場で発生報告をしているところです。その発生を報告しておりますので、調査が終了した時点で、調査が終了したということをご報告しているところですが、事案について公表可ということで、ご家庭の承諾が得られれば、その時点で事案について詳しいところをこの場でも報告し、事案についての共有や未然防止の観点から、今後の対策についてもご協議、ご質問等をいただけるものと捉えているところでございます。

○山本副委員長

ご説明ありがとうございます。発生の報告や終了の報告をいただけるということは非常にありがたいと思っておりますし、しっかりとその内容については分かる範囲で理解に努めていきたい。ただ、当然個人のそれぞれの加害・被害、児童・生徒をまずは守らなければいけないということもございまして、そこが難しいところだと理解してございます。

個別の事象の報告をいただけることはありがたいのですけれども、やはり全体感というところで、一つ一つ把握することもさることながら、品川区全体の区立学校の中で、全体として今どういう状況なのかというのを理解に努めていくのも文教委員会の役割かなと思っておりますので、ウェブサイトなどでは、一覧でそれぞれのステータスが分かるようなものが、見れば分かるのですけれども、そういう意味で言うと、個別の事態の調査結果を教えていただくとともに、参考資料としてそういった今対応中の案件の一覧等をつけていただけると、今重大事案が区内全体でどれぐらいの状況なのか、今年度に入ってからはずごく減っているということで理解はしてございますけれども、やはり見える化というところで言うと、全体感も含めて把握できたほうがいいのかと思いますので、もしよろしければ、そのような工夫をしていただけるとありがたいと思っておりますので、ちょっとその部分のご見解をいただきたい。

あともう一つ、先ほどのご説明の中に、今回のいじめの事例を通して類似事案を各学校の先生方に示していくことで、その予防に努めていくということでのご説明だったかと思うのですけれども、これは具体的に各学校の先生方へどのようにお伝えをしていかれる予定なのかをお聞かせください。

○丸谷教育総合支援センター長

まずいじめの重大事態は複数件ありますけれども、その全体、この場で示す資料につきましては、また、検討していきたいと思えます。

もう一点、類似事案を区立学校に示していきたいというところですが、昨年度は14件のいじめの重大事態が起こっておりますので、ある程度類型化等も行いながら、こういうところが学校としての課題にあつて、こういうことで対策することで予防ができると、そういったところまでお示しできるようにしたいと考えております。

具体的には、まだ作業は進んでいないのですが、今、国のほうでも、その類型化の作業を進めていくというようなことも聞いておりますので、そういったところも併せて進めていきたいと考えております。

また、今年度からいじめ防止研修を教員向けに行っていますけれども、今リーダー研修といて、管理職や生活指導主任、養護教諭等を対象に行っています。その中では、いじめ事案の事例を扱う事例検討を進めているところでして、こういったいじめの重大事態になり得るような事例についても、ワークショップ形式で行っているところです。こういったことを繰り返し行うことで、各校の意識も高めていけると考えておりますので、引き続き研修のほうの充実も図ってまいりたいと考えております。

○山本副委員長

ご説明ありがとうございます。理解が深まりました。

まず、類型化しながら、いじめ防止研修を通じて進められる各学校に向けて分かりやすくいじめの予防の説明をしていくということで、とてもよいと思えました。また、国のほうで、そういった類型化作業を進めているということで、国の方針に沿いながら、国の知見をうまく活用しながら進めていくことがまたよい点だと思えました。ぜひ、進めていただきたいと思います。

1点その確認になるのですが、この類似事案の役立たせ方、具体的な手法の、ちょっと質問の趣旨なのですが、研修というオンライン、対面での先生方への共有なのか、もしくはデジタルを活用したクラウドでの共有フォルダやTeams、それからロイノートなどがあると思えますけれども、そういったところをご活用されるのか、そういったところの具体的なやり方がもし決まっていれば、教えていただければと思えます。

○丸谷教育総合支援センター長

事案の共有についてですが、校長・園長連絡会をはじめ、生活指導主任会やいじめ防止研修、そういったところで共有を図ることを想定しているところでございます。資料をお配りすることで、自校に持ち帰って確認することや、各校でもいじめに関する研修を校内で行うことになっておりますので、そういったところで、教員一人ひとりに伝わるような仕組みを作りたいと考えております。

○山本副委員長

ご説明ありがとうございました。ちょっと今のご答弁に対する意見のところは、また後ほどのところで述べたいと思えます。丁寧なご説明ありがとうございました。

○この委員

ほかにごありますか。

○高橋（し）委員

3つお尋ねします。1つは、今日も品川いじめ対策委員会が、じっくりと丁寧に、真剣に対応していただいたのだと思えます。先ほど公表の可否を確認して答申が遅れたとあるのですが、調査は、例えばもう終わりました、もうまとまりました。それで、公表をどうするのですかみたいなことで、1か

月、2か月たってしまったのか、それも含めて結論が出るまでちょっと時間がかかったのかというところをお尋ねしたいと思います。要するに、それだけすごく長い時間をかけて調査しないとならない状況がやっぱり起きているのかなというところなんです。

もう一つは、今、山本副委員長から教員へのお伝えに関する話があったのですが、児童や生徒への伝え方について、お尋ねします。いじめが令和4年は14件、今年度も何件かあるのですが、例えばある学校でひどくぶつかられたり、叩かれたり、殴られたり、蹴られたことがありますよ。その子は大けがをして、病院ですごく大変な治療を受けたのですよみたいな、どこまで具体的に言うかどうかは別として、こういった内容について学校ごとの判断というか、児童・生徒への連絡の仕方になると思うのですが、全部が分からなかったら、こういう形で児童・生徒には伝えているのですというのを教えていただけるとありがたいです。

3つ目は、大けがということですから、病院に行ったのではないかと思うのですが、もしそうだとすると、治療費については、日本スポーツ振興センター、前の日本学校安全会か、そちらのほうからになるのか、それとも加害という言い方はよくないかもしれませんが、けがをさせたしまった方の保護者の方々が何らかの措置をしたのでしょうかというところをお願いします。

○丸谷教育総合支援センター長

いじめ対策委員会の答申自体は8月22日に結果が出ていまして、教育長のほうが受理をしている形になります。その後、教育総合支援センター内の係のほうから保護者に結果を郵送させていただいて、結果についてその公表の可否をご判断くださいということでやり取りを進めております。その公表の可否を得られた時点で、こちらの議会の場への報告と区長への報告を行っておりますので、その際に時間を今回要したということです。

おおむね2週間くらいでお返事くださいということでお願いはしてあるのですが、保護者の中には悩みが長く続いて、なかなかご判断がつかないということで、その辺りも最大限、被害に遭われた児童の保護者の方に配慮いたしまして、期間は長く取っているということでございます。

続いて、子どもたちへの事故の紹介というか、伝え方なのですけれども、こういった通院を伴うような大きなけがの際には、事故報告は我々受け取っていまして、校長・園長連絡会である小学校でこういう事故が起きましたという報告はしているところです。

子どもたちに対しては、近くにいた子どもたちはその様子を見ているのですけれども、全体への周知指導というところで、学校内でも行っているというところにとどまっているところです。

また、今回通院は伴っているところなのですけれども、ちょっと私今資料を持ち合わせておりませんので、どういう形で支払いのほうがされたのかというところは、分かりかねるところがあるのですけれども、よく言われるのはけんかとか、そういったところでのけがは、スポーツ振興センターのほうは使えないということも伺っていますので、今回もその範疇に入ってきているかなと捉えております。

○高橋（し）委員

ありがとうございました。2番目の児童・生徒に関する周知なのですが、各学校の状況、事故が起きた学校ではなくて、そのほかの学校もそれぞれ状況もあるので、一概に全部こんなことがあったからこうだというのが適するとは限らないので、学校ごとに判断されていると思うのですけれども、やはりいじめがこうやって実際に品川区内で起きているのだということと、それでその後はそういうことが起きてはいけないという指導につなげるためにも、本当に学校の判断だと思うのですが、何らかの周知、その後の連絡みたいなものは必要かと思うのですが、最後にそこだけお願いします。

○丸谷教育総合支援センター長

子どものけがにつながるようないじめや事故があってはならないと考えておりますので、そういった意味では、類似事案として各校に展開することで予防に努めていけるものと考えております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○あくつ委員

ありがとうございました。今質疑を拝聴していて、毎回この文教委員会でいじめの重大事態についての報告があり、先ほど山本副委員長から、この委員会で報告をする意味というところについて質疑があったことに関連してなのですが、重大事態、定義については、この資料の裏面に載っておりますが、そこに至る端緒というか、いわゆるいじめ、この報告についてもいろいろ毎年上がってきていると思うのです。

こういったことについて、今日の内容とはちょっと外れてしまうかもしれませんが、学校の教員がその端緒をつかんで、それを児童・生徒に対してどのように指導して改善を促しているのかとか、それはいじめなのだよということ、このいじめの対応、下に8つの対応が書いてありますけれども、後半部分については金品をたかるとか、パソコンや携帯電話で誹謗中傷するというのは明らかに証拠も残ることで、ただ冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる、こういったことは日常生活においてあり得ることであって、こうしたものを教員がつかんで、どのような形で指導をしているのか。またそれによって、いじめ、こうした重大事態に至らなかったとか、そういったことについての何かそういった事例をセンターのほうでお持ちなのか。また、そういったことを共有しているのか。申し訳ないのですが、全ての先生が同じ感覚を持っている、教員が同じ感覚を持っているとは思えないので、そういったことをやっていらっしゃるのか、そういったところをお聞きしたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

今年度は、いじめ予防プログラムとして教員向けの研修も充実して行っております。全教職員向けに、オンデマンドの研修にはなりますが、いじめの法的な理解であったりとか、あとはまた、実際に子どもたちへ指導する際のいじめ予防プログラム、いじめの授業ですね、こうしたものもプログラムになっていますので、授業を行う際の留意点であるとか、そういったものも含めて取り組んでいるところです。

子どもたちは、こういった冷やかしか、からかい、仲間外れは分かりやすいと思うのですけれども、こういった、言ってしまうと、よくあるというか、あり得ることについても、いじめであるということの認識が今年度子どもたちにも広がってきているところです。向こうがああいうふうに言ったから自分はこうやって言ったのだとか、そういったこともよくある話だと思うのですが、そこにはシンキングエラーという、考え方のエラーがありませんかとか、あとはアンバランスパワーといいまして、力の不均衡なところはありますかというところが、子どもたち自身が考えられるようなきっかけを今年度作っているところです。当然それを指導していく教員についても同じ理解をしていますので、そういったところで、今年度は、そうした研修の成果や事業の成果を見ていきたいと考えているところでございます。

○あくつ委員

いじめの予防プログラムということを児童・生徒、そして教員もともに同じ認識で行っているというご説明で、非常に頼もしいなと思いました。ただ、今のお話の中で、そういった認識が広がってきているというご答弁でしたけれども、それでまた今年度それを結果としてどうだったのかというものを測定というか、改めて分析するということなのだと思いますけれども、それはまた、改めてそういった結果報告が文

教委員会なり、区役所なりであるということによろしいでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長

効果検証というところでは、今後1年間まずは取り組んでみて、効果というか、成果というか、そういったところもしっかりつかんで、この場でも報告をしていきたいと考えております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○山本副委員長

2度目で恐縮でございます。ちょっと今のあくつ委員からのご質問に関連しての、追加の質問となります。

まず、いじめ予防に関するお話になりますが、今年度タブレット端末を活用したいじめDアンケートによって、月1回の生徒向けアンケートが始まっていると理解しております。先ほどの質疑の中では、教員向けのいじめ予防プログラムを拡充していくことで予防に努めていて、その効果検証をして結果報告をいただくということだったのですけれども、いじめDアンケートの活用によって件数は増えているけれども、早期発見に結構つながっていて、重大事態には至らずに対応できているとこれまでの決算特別委員会等でも確認等をさせていただいておまして、理解をしているのですけれども、この点についても、併せて今後の文教委員会でご報告が予定されているのでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長

今年度のいじめ予防プログラムは、教員への研修と子どもへの授業、それから調査ツールの活用という、この3本柱で行っているところです。このいじめDアンケートを基に、いじめの認知がしやすくなったという声は学校からも聞こえてきているところですので、こうしたところからも、いじめの認知率というところでの効果検証はできると考えておりますので、そうした数値的なデータも示せるようにしていきたいと考えております。

○山本副委員長

ご回答ありがとうございました。そのいじめ予防プログラムの中に、いじめDアンケートの取組も含まれているということで、併せてのご報告をお待ちしております。ありがとうございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 令和7年度以降の土曜授業について

○こんの委員長

次に、(3)令和7年度以降の土曜授業についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○丸谷教育総合支援センター長

それでは、続きまして令和7年度以降の土曜授業について説明いたします。資料をご覧ください。

品川区立学校では、平成24年度より共通した土曜授業日を設定し、実施してまいりました。当初は第1、第3土曜日を土曜授業日として設定してきましたが、品川区立学校教育要領の改訂にて、授業時数を国と同等としたことから、令和4年度より、第3土曜日のみを授業日として、年8回、うち、振替

休業日を設けない土曜日は6回実施してまいりました。令和7年度以降の土曜授業日につきましては、資料項番1の基本的な方針にありますとおり、区で統一した土曜授業日は設定しないこと、各校で定められた年4回を上限とすることとしたいと考えております。

項番2の変更の趣旨は、資料のとおり3点で、土日は子どもたちの家庭や地域社会での生活時間の比重を高め、様々な活動や体験、経験をする機会を増やすという本来の目的を大切にすること、部活動の地域移行の促進を図ること、教員の働き方改革を推進することです。

項番3の具体的な方向性についてですが、まずは振替のない土曜日は、年4回を上限とすること。しかし、この3年間で課題となっていたのですが、義務教育学校特有の行事の実施や、周年行事が行われる学校については、周年行事により例年の活動が制限されることのないよう、実情に応じて、追加で1回程度は土曜授業の実施を認めるよう、柔軟に対応したいと考えております。

続いて、10月の学校公開の実施や12月の区内一斉防災訓練は、土曜授業を行うこと、振替休業日を設けるのは、運動会や学芸会等の行事のあと、年2回を原則とすること。また、5年生で土曜日に実施するスチューデント・シティの後の月曜日は、当該学年のみ振替休業日といたします。

学校には既にこの方向性については説明しており、12月に実施する令和7年度教育課程届説明会にて詳しく説明をいたします。

また、地域の方々には、教育委員会のホームページへの掲載や学校から地域へ発信するよう、周知にも努めてまいります。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○西村委員

ご説明ありがとうございます。幾つかお伺いしたいのですが、まず冒頭の変更の趣旨のところ、「土日は子どもたちの家庭や地域社会での生活時間の比重を高め」とあります。そうなるといいなと思いますが、そうならないことも多々あるのだろうと思って、それは懸念をるところではあるのですが、こういった取組をする中で、経過として、すまいるスクールに行くお子さんが今後増えていくのかどうかという経過はぜひ見ていただきたいなと思います。

全国的に、この土曜日授業というのが、どう今取り組まれているのかですとか、23区の中の傾向なども改めて伺えればと思います。お願いします。

○丸谷教育総合支援センター長

これまでも保護者の方から土曜日に授業があることで、例えば習い事に行かせることができないですとか、そういったお声は少なからずですが、過去に寄せられておりました。そういったこともあって、回数を少し減らしていく方向で近年行ってきたのですが、次年度以降は3点ありますとおりこういう方針で進めていきたいと考えています。

すまいるスクールの利用状況については、その動向についても、見ていけるかなと考えております。

また、土曜日授業の在り方についてですが、全国的に見ると、土曜授業を設定している自治体というのは数少ないと聞いております。都内でも23区については年10回であるとか、そういう形で実施してきた自治体が多くございましたが、近年はどの自治体も、土曜授業は縮小方向に進んでおまして、本区においても様々なことを鑑みながら、土曜授業は減らしつつも、何というのでしょうか、子どもたちにとって充実した、週末を迎えられるようにしていきたいという考えでございます。

○西村委員

ありがとうございます。全国的に土曜日授業がなくなっていく傾向ということは、改めて驚きだなと個人的には思うのですが、今言っていたように、土日の活用の中で、例えば地域部活動移行だったり、また官民連携の取組を教育委員会主催なのか、区のほうでやっていただくのかとか、そういった取組の可能性があればお聞かせいただきたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

部活動につきましては、今学校顧問が主体として行っているものと民間に移行しているものと複数校ございますけれども、土曜日授業がなくなること、その設定がしやすくなると考えているところです。

また、子どもたちの充実した体験活動については、今後土曜日授業を決め打ちで設定はしないということで周知を広げていきますので、その中で、各事業者や民間の方が土曜の取組を増やして、子どもたちが参加できるような取組が増えてくるとありがたいと考えているところです。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

○山本副委員長

私からも何点か質問させていただきます。今回、土曜日授業が年間で2回以上縮小になるということなのでございますけれども、総授業時間は減るのでしょうか。つまり、土曜日が減った分を平日に振り替えることで、総授業数自体は減らないということなのでしょうか、教えてください。

○丸谷教育総合支援センター長

標準の授業時数につきましては、学年ごとに品川区立学校教育要領で定めておりますので、授業時数が減るということではございません。ただ、コロナ禍に行事の精選であったりとか、そうした活動を効率的に行うということが各校進んできておりますので、これまで例えば行事の準備に使う時間を膨大に用意していたものが少し縮小されたりですとか、そういったことも踏まえて、きちんと標準授業時数は確保できるという判断の下に、今回の土曜日授業の縮小という判断に至った次第でございます。

○山本副委員長

ご説明ありがとうございます。今のご説明で私が理解したのは、必要な標準授業時間は少なくともクリアしていると。ただもっと多かったのが、一部ちょっと減らしているかもしれないということかと受け止めたので、もし違ったら教えていただきたいです。

続けますと、何が申し上げたいかという、趣旨に沿った取組として良い取組だと思いつつも、教師の方の負担がどうなるのかなというのがちょっと心配でございます。というのは、授業時間が減っても何かカリキュラムがそのままだと、授業は減っているけれどもやることは同じだと、結局教員の方にどう教えるかというところで負担がかかってしまうのではないかなというのが心配した点になります。ですので、もしそういうところがあるのであれば、教師の方の働き方の工夫等を進めていただくことで、より効率的に先生方の時間を使えるようにしていただくということなのかなと思っているところでございます。私の認識が違っていたら、ご答弁をいただければと思います。

それから西村委員からもお話がございましたけれども、土曜日の新たに授業等ではなくなった時間をぜひ子どもたちに有意義に使ってもらえるように、区や教育委員会として具体的なサポートを進めてほしいと思っています。これは民間の方々に催しをしていただくということだというお話もございましたけれども、ぜひうまく連携をして使ってもらえるような仕組みづくりをご検討いただきたいと思います。

これは要望でございます。

○丸谷教育総合支援センター長

まず、土曜授業の設定が減ることによる教員への負担ということですが、これまでも、例えば行事の準備にすごく時間を使っていたものが、行事の精選によって、少し活動時間を減らしても大丈夫ということで進めてきている、そのような背景もありまして、授業そのものが減るとか、1時間、50分、45分の中で、ぎゅっと詰め込んでやらなければいけないとか、そういうことではなくて、これまでも教育課程上、定められた標準授業時数を守りながら取り組んでおりますので、その部分の教員の負担ということは変わらない。むしろ、土曜授業日が減ることによって、リフレッシュして、また週明けを迎えられるということで、これは教員にとっても、子どもたちにとってもよいのではないかとというような意見は寄せられているところでございます。

また、土曜日の時間、子どもたちの活動時間は、各ご家庭やその子の興味関心が様々あると思いますので、そうしたものが区で、もしくは教育委員会で一律して場を与えるのではなくて、一人ひとりの興味関心に合わせた活動ができるようになると、それが最もよいことなのではないかと考えているところでございます。

また、そういった意味で、土曜日に連携できるような事業がありましたら、その辺りは、教育委員会としても連携して進められるようにしていきたいと思っております。

○山本副委員長

ご説明ありがとうございます。1点だけ。民間との連携という趣旨でございますけれども、区内の小中学生が、任意で参加できるような取組がありますよというのを案内して、区内の小中学生が、例えば勉強、学びにつながるような区や教育委員会が音頭を取ってやるイベントの中で、任意に参加してやるとか、そういったこともあるかなという想定をしての要望でございましたので、参考としていただければと思います。ありがとうございました。

○こんの委員長

ほかにごございますでしょうか。

○あくつ委員

1点だけ、すみません、素朴な疑問というか、詳しくちょっと仕組みがよく分かっていないのですが、今回の変更点で、「スチューデント・シティ（土曜実施）後の月曜日は当該学年のみ振替休業日とする」という今回変更なのですが、今までは、振替なしの土曜授業の一環としてやっていて、月曜日は休みにしていなかったということなんでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長

今、委員からご質問があったとおりです。スチューデント・シティは5年生が参加しているのですが、土曜日に実施して、その翌月曜日は通常授業ということで、振替休業日にはしてきてはございませんでした。昨今、やはり土曜日、丸々1日活動しますので、その翌週の子どもの様子が、なかなか疲れが取り切れていないというような各校の声もいただきまして、そういった意味で、体力を回復するという意味で、月曜日は振替休業日にしたいということでございます。

○あくつ委員

了解しました。

○こんの委員長

ほかにごございますでしょうか。

○高橋（し）委員

1つは変更の趣旨のところに、本来の目的が書いてあるのですが、先ほど教育総合支援センター長が、「保護者の方から習い事に行かせられないというお声もあったので、土曜日の授業を減らした」とおっしゃって、理由の1つに聞こえたのですが、それは、本来の目的なのですか。

○丸谷教育総合支援センター長

本来の目的ではないのですけれども、保護者の中には、そうした習い事とか、例えば通院に予定を組みたいのだけれども、土曜授業があるからその日に通院できないですとか、幾つかそういうものがあって、土曜授業について見直してほしいというような要望も少なからずあったということで、数としては少ないのですけれども、一つ二つあるということは、その背景には複数あるのかなと捉えております。主な趣旨としては、この資料に上げさせていただいている3点でございます。

○高橋（し）委員

通院に関しては保護者の方が一緒に行かなければいけないので、お勤めの方がお休みということがあるので、今土曜日というお話が出たのだと思うのですけれども、教育の現場というか、保護者の方のリクエストにお答えするのはもちろん大切なのですけれども、教育としては、この2の変更の趣旨のところで、本来の目的、柱をしっかり持っていていただきたいなと思いました。

もう一つは、ごめんなさい、学校が年間の行事予定の計画を立てると思います。12月に説明会があって、その後から具体的に学校で作っていくと思うのですけれども、教育委員会に提出する時期と、それから地域といろいろ相談していったりする時期、その流れとその時期を教えてください。

○丸谷教育総合支援センター長

各校が作成する教育課程についてですけれども、12月に説明会を行いまして、1月の下旬に案という形で教育委員会に上がってきます。そしてその後、我々教育総合支援センターの指導主事と行事予定等を詰めながら、最終的な確定は3月の末ということになります。方向性としては1月の下旬には大方が決まってくるので、その辺りから、それよりも前に地域の方とも様々な行事の日程調整等を行えると考えております。

○高橋（し）委員

ありがとうございます。3月下旬が最終決定とのことですが、その前にあらかた1月、2月の頭に分かるということで、数年前にこの仕組みが変わったときに、なかなか地域との連絡がうまくいかなかったということがありました。地域の行事と学校は密接な関係があるので、その後改善されて、連絡は密にさせていただいていると伺っています。今回もこういうふうに変ったので、地域の行事等の調整というのですか、やはり学校の年間行事に合わせて地域のほうも組んだりしますので、そこをしっかりと地域への周知、調整していただいて、伝えるようお願いしたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

地域行事と学校とは密接な関係がございますので、その辺りの調整をしっかり行うように学校のほうにも働きかけてまいります。

○こんの委員長

ほかにごございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

〇こんの委員長

次に、(4)令和5年度品川区立学校における不登校・いじめの状況についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

〇丸谷教育総合支援センター長

それでは、令和5年度品川区立学校における不登校・いじめの状況について説明いたします。資料をご覧ください。

10月31日に文部科学省が令和5年度児童・生徒の問題行動、不登校等、生徒指導上の諸課題に関する調査の結果を公表いたしました。本区においても、不登校やいじめの状況については、学校に調査をしておりますので、取りまとめて報告いたします。

まず、資料の左側、不登校についてです。令和5年度の不登校児童数は381人、生徒数は418人、合計799人でした。令和4年度は合計648人でしたので、151人の増加となっております。

資料上段の左のグラフをご覧ください。平成26年度からの推移ですが、平成30年度あたりから増加傾向にあり、特に不登校児童が急増していることが分かります。

右隣のグラフは、1,000人当たりの不登校児童・生徒数の推移を示しており、実線は品川区、点線は国の推移となっています。国の推移とほぼ重なっていますが、生徒については、国よりもやや多い傾向にあります。

続いて、中段にまいりまして、学年別の不登校児童・生徒数についてです。過去3年間との比較となっておりますが、全学年で前年度と比較して増加しています。特に1年生から3年生の不登校児童数が多くなっていることが分かります。また、不登校児童・生徒について把握した事実について、上位5項目を挙げておりますが、児童および生徒、どちらも学校生活に対してやる気が出ない等の相談が最も多くございました。

資料下段に移りまして、学校内外の機関等で相談や指導等を受けているかどうかですが、不登校児童・生徒の7%は担任等も含めて定期的な相談・指導等を受けられていないということが分かりました。学校外の機関である、マイスクールの通室者数は表に記載のとおりで、令和5年度は、児童28人、生徒75人、合計103人の通室がありました。不登校児童・生徒は、全体の12.9%に当たります。令和6年度は、校内別室指導支援員の配置を全校で行っており、学校には登校できますが、教室に入れない児童・生徒の居場所づくりを行い、相談・支援に当たっています。また、仮想空間を活用した居場所づくり、学習支援も行い、オンライン上であっても、外部との接点を持てるような仕組みづくりを行っています。引き続き、不登校支援を充実し、自立した児童・生徒を育成できるよう努めてまいります。

それでは、資料の右側、いじめの状況についてです。令和5年度のいじめの認知件数は、区立学校全体で391件、児童270件、生徒121件でした。前年度は全体で142件でしたので、249件、175%の増加となっております。これは、昨年度当初から法に基づいたいじめの認知について、度々学校に対して指導してきた結果だと捉えています。

平成25年度からの推移につきましては、左のグラフをご参照いただければと思います。

続いて、区立学校の児童・生徒1,000人当たりの認知件数は、令和5年度は、児童15.2件、生徒23.3件でした。国のデータと比較すると、児童96.5件、生徒38.1件で、大きく差が開いております。このことから、区立学校においては、まだいじめを適切に認知し切れていない可能性があるかと推察しているところです。

資料の中段にまいります。学年別の認知件数です。左のグラフをご覧ください。全学年で前年度より増加していることが分かります。ただし、国と比較して、低学年の認知件数が少ない傾向があります。低学年の学校生活において、ささいなトラブルをいじめとして認知せずに対応しているおそれがあります。低学年のうちから丁寧に対応することで、学年が上がるにつれ、いじめが減るのではないかと考えております。

右のグラフは、いじめの解消状況についてです。児童・生徒ともに7割が解消しております。取組中となっている部分についてですが、3か月以上いじめの行為がやんでいても、安易に解消とせず、見守りを継続しているものも含まれております。

グラフの下に表がございまして、その他の項目がありますが、見守りなど、継続的に取組中であったところ、卒業を迎えたケースなどが含まれております。

続いて資料下段のいじめの対応別状況についてです。グラフをご覧くださいと分かる通り、児童・生徒ともに冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるが最も多い状況です。

最後に、いじめの重大事態の発生についてですが、令和5年度は14件認定をしております。うち9件は2号（不登校）重大事態という状況です。全国的にもいじめの重大事態についての理解が進み、増加傾向にあります。本区においても、法に基づき適切に対応してきた表れであると捉えております。今年度はいじめ予防プログラムを導入し、いじめ予防事業、教員研修、調査ツールをセットで行っております。引き続き教員の意識を変え、児童・生徒のいじめについての認識を高め、いじめの重大化を防ぐ取組を推進してまいります。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○西村委員

ご説明ありがとうございます。まず、不登校のほうなのですけれども、全国的に増えているということで、区でも同様に増えてきているところは、改めて理解を深めたところであります。一番下段のところの学校内外の機関につながっている児童・生徒の把握の中で、相談ではつながっているけれども、例えばマイスクールとか、フリースクールとか、そういう外部機関に全くつながっていないという子どもたちの人数の把握、状況の把握が、改めて必要であるなと思っております。その辺りを実数は分からなくてもいいのですけれども、状況も含めて伺いたいというのが1点あります。

もう一点が、学校の中で実際に授業を流すというような、オンラインで授業をつないでいる学校とか教室が区内にどれくらいあるのか、実施されているのか、その辺りの実態が分かっておられたらお聞かせいただきたいと思っております。

○丸谷教育総合支援センター長

資料の一番下の右側にございます学校内外でご指導を受けているかどうかというところのグラフでございまして、相談・指導等を受けていないというのが55人、全体の7%の人数でございまして。相談・指導等を受けていないというのは、全く受けていないわけではなくて、例えば週に1回以上担任とやり取りができていると、ここには含まれてこないのですけれども、例えば1週間以上間が空くのだけれども、2週間に1回ですとか、月に1回ですとか、何らかの形で接点を持っている形にはなっております。全く家庭と連絡が取れないとか、そういうことではございませんが、なかなか外には出てこられないというような児童・生徒の数となっております。これは令和5年度の状況なのですけれども、こういった

児童・生徒に対してメタバースを活用した支援等も、今年度仕組みは作っておりますので、何かしらの外とのつながりを持てるようにしていきたいと考えております。

続いて、不登校児童・生徒に対する学校での授業の様子をオンラインでつなぐという状況でございますが、正確な数は把握していないのですけれども、児童・生徒の要望であったりですとか、状態に合わせて各校で対応を行っているところでございます。それで授業を受けられる子もいれば、それすら難しいというお子さんもいるので、一人ひとりに合わせた対応を行ってまいりたいと考えております。

○西村委員

ありがとうございます。まず、1点目のほうで外に出てこられないという状況のご相談を私自身も多くありますけれども、そういったときに、やっていただいているとは思いますが、ぜひ子ども家庭支援センターとの連携を強化していただきたいなと思っています。理想形ではあるなと私は個人的に思っているのですが、実際に区内のご家庭に子ども家庭支援センターの方が行ってくださって、全く外に出てこられないお子さんに対してアプローチをしてくださったという事例もありまして、親御さんと学校はつながっていますけれども、子どもが全く第三者の方と会えない期間が数か月続いていたようなところに対して取り組める施策として、すごく有効ではないのかなと思いますので、そういったプッシュ型の支援、子ども家庭支援センターとの連携のところを伺いたいと思います。

オンライン学習に関しましては、他校の先生方と校長先生方とかとも好事例をぜひ共有を強化していただきたいなと思いますので、その2点をお願いできればと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

関係機関との連携につきましても、子どもや家庭の実態に合わせて進めていきたいと考えております。また、オンラインでの授業配信というところで、こうした取組について、好事例については広げていけるように共有を図ってまいります。

○西村委員

ありがとうございます。1点だけ、すみません。いじめのほうなのですが、学年別いじめの認知件数のところで、グラフが山のようになっているところが一つ気になりまして、5年生のところで高くなって、そのまま下がっていくようにグラフ上は見えるのですが、それはやっぱり年齢が上がっていくごとに、こういったいじめが見えづらくなっているとか、またSNSとかLINEだったり、裏に隠れているというような可能性はあるのではないかなと思うのですが、その辺のご認識はいかがですか。

○丸谷教育総合支援センター長

こちらの学年別のいじめの認知件数のグラフですけれども、本区は棒グラフ、国の数値はピンク色の丸で示しています。全国的には2年生の認知件数が最も多くなっています、その後徐々に減っていくというような結果になっています。本区の場合は、5年生に山があるということで、特に1、2、3年生あたりまでがちょっとしたトラブルを単なるトラブルとして指導して、いじめとして認知していない可能性があるというのが、まず本区の捉えであります。こうしたグラフについては、今後校長会でも共有して、ちょっと国とは大きなずれがあるということで周知して、法に基づいた、いじめの認知を行っていただけるように取り組んでまいります。

全国的にも、高学年、中学生になるにつれて、いじめの認知件数が減っていくわけなのですが、子どもたちがまずは自分たちの行動について理解をして、これはいじめであるとか、これをやったらいじめだとかというところの、何というのでしょうか、意識が高まっていくにつれて認知件数が減っていくのかなと考えています。当然裏に隠れたSNS等を利用したいじめというものもありますので、そ

ういったものは、それはそれとして学校が把握した時点で認知して対応していくというような考えであります。本区においても子どもたちにいじめについての理解を深めさせるような取組を継続して行ってまいります。

○西村委員

ありがとうございます。確かに、品川区ならではのグラフの出方をしているというのは、品川区が力を入れている部分だったり、独自の方法で何かしらの国とは違う変化があるのではないかなと確かに改めて思いましたので、そこはぜひ分析を進めていただいて、また共有をいただきたいと思います。

もう一点、品川区独自のところでいくと、まもるっちがあります。オーストラリアだったと思うのですが、16歳以下のSNSの利用も禁止していくというような報道がある中で、まだSNSへの理解が低い年齢のお子さんたちが、SNSに触れる機会は品川区の子どもたちは、全国的に見ても極端に少ないのではないかなと思っています。五、六年生でスマートフォンを持っているお子さんもすごく少ないと思いますので、そういったところも何かSNSとかLINEでのいじめも大変多いという状況の中で、いい影響が出てきている部分もあるのではないかなと思います。その点何かお考えがありましたらお願いします。

○丸谷教育総合支援センター長

SNSを通したいじめについてですけれども、やはりスマートフォンを持ち始める年代によく見られるケースであります。本区においても、中学生あたりからそういった話は聞くようになりますけれども、中には高学年ぐらいからというものも含まれております。

本区については、まもるっちがありますので、6年生まではスマートフォンは不要ということでの家庭の判断が多いかなと思いますけれども、中学生になってスマートフォンを持ち始めるころには、しっかり指導していきたいと考えております。

○あくつ委員

では、3つお伺いします。まず、先ほどのご説明でもあったのですけれども、不登校のところで、生徒数が国の1,000人あたりの不登校児童・生徒数の推移の中で、国と比べると品川区が十数%多い。この辺についてはどのような分析をされているのかというのが1つです。

それと一番下、これも不登校のところの一番下で、先ほども説明がありましたけれども、いわゆる専門的な相談・指導を受けたことがない方が55人、7%ということで、800人近い方がいらっしゃる中で、7%以外の方とは、全ての児童・生徒と相談・指導を受けている。これは私はすごいことだなと思うのですが、不登校になった場合、通常考えると、いわゆる教育機関とか保護者も含めて没交渉になる可能性が高いのかなと思っていたのですけれども、これは基本的にはお顔を合わせて相談・指導をしたということでのいいのかということが1つ。

それと最後に、これも多分ほかの委員からも出ると思うのですけれども、不登校対応というところについて、今全国的に非常に課題となっている中で、品川区は、マイスクールというものを活用して、先ほどおっしゃられたオンラインの空間の中での対応というようなこともされていらっしゃる中で、様々な選択肢がある中で、いわゆる多様な学びの学校、不登校特例校みたいなことを進めている自治体も多数あります。

我々も今回行政視察で、奈良県大和郡山市の分教室型の学校を見てまいりました。私たちも会派で大田区のみらい学園というところを見てきたのですけれども、こうした選択肢を選ぶ自治体も出てきている。こうした中で、品川区としてこれから不登校をどういうふうにお考えになっていて、どういった方

向性を今思考されているのか、この3点、まず、不登校のところを教えてください。

○丸谷教育総合支援センター長

まず、1,000人あたりの不登校の生徒のほうですが、国よりも多い人数になっております。こちらの分析というところまでは至っていないのですけれども、この数字を見ながら、不登校の未然予防というのに努めていく考えです。不登校の未然防止については、やはり学校が一つ居心地のいい場所になっていないといけないという考えのもとに、今回いじめ予防プログラムで取り組んでいますけれども、その中に学校風土をよくしていこうという取組がありまして、そういったところをしっかりと学校が実行していく中で、不登校児童・生徒数も減らしていけるのではないかと期待しているところです。

続いて、学校内外の機関等での専門的な相談・指導、もしくは教員等による指導というところですが、こちらは定期的な対面での支援、指導、相談、受けられた人数ということになっております。

続いて3つ目の不登校施策の考え方についてですけれども、本区においては、今年度はマイスクールの拡充やメタバス空間の活用、あとは校内別室指導支援員の配置ということで、子どもたちにとってはこの3点を進めているところです。不登校特例校についてですけれども、今、全国的にも少しずつ広がりを見せているところですので、そういった周辺自治体の状況や成果等も見ながら、本区にとってどういった形の取組が児童・生徒のためになっているかということを検討しつつ、今後の不登校対策の施策に反映していければと考えております。

○あくつ委員

ありがとうございました。1点だけお聞きします。2つ目の質問のところ、担任や区の機関などと、先ほど、直接継続的に対面で相談・指導等を行っているという話ですけれども、9割を超える93%の方がやり取りをする中で、お子さんたち、様々な反応があると思うのです。児童・生徒がよくそうやって会ってくれるなど、よく、継続的に93%の方が会ってくれるなど思うのです。その中でどういった対応をお子さんが取られているのか、児童・生徒が取られているのか。

訪問もしくは保護者の方が連れていくということもあると思うのですけれども、継続的に、というのはどういった形でお会いをして指導・相談をしているのか。どういう対応があるのかということをもう1回ちょっと深く、もう少し詳細に教えていただければと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

具体的な、機関等での専門的な相談・指導の内容についてですけれども、例えばマイスクールのほうに通室しているおさんは学習指導であったりですとか、あとは悩みがあれば心理士も在中していますので、相談に乗ったりですとか、また9年生は進路相談、このような相談・指導を受けています。

また、HEARTSが関わっているケースですと、家庭訪問を行って、例えばこの1週間なり2週間どんな生活をしてきたかですとか、そういったところを本人と話しながら、今後どういうふうに生活していこうかということで、小さな目標を立てながら関わっているところがございます。

また、子どもによってはHEARTSが相談をして、その後学校と一緒にしてみようというような取組、そういった事例もございますので、子ども一人ひとりに合った対応をしているところでございます。

○あくつ委員

ありがとうございました。私もステレオタイプの不登校のイメージしかないのですが、そういった形で先生方が訪問をされたり、HEARTSの方が訪問をしたり、また、マイスクール、ここで言っているマイスクールの全体の12.9%、約13%の方が利用されているということですが、通っている

方以外の方も含めてなんでしょうけれども、マイスクールの方たちが接触を持っているということで現場のご苦勞は容易に推測できる場所なのではございますけれども、そういった意味では品川区の93%の皆さんとコンタクトを取って相談支援を直接できているというのは、非常に評価すべきことなのかなと思っております。

○この委員長

ほかにございますでしょうか。

○田中委員

それぞれの不登校の状況、いじめの状況のご紹介がありましたが、子どもの成長過程において不登校になってしまう、あるいはいじめをしてしまう、それぞれの要因があるかと思いますが、最終的には、それぞれ不登校の子どももきちんと学校に通ってもらえるように、あるいはいじめもなくなるということが目標だと思います。今回の報告は現状についての報告でありまして、いじめのほうは、真ん中の右側に解消状況というふうにあります。

まず聞きたいのは、それぞれどういう形で解決につながったのか、そのことがいじめの予防にどう活かされているのか。あるいは仮にいじめがあったときに、速やかに解消をしてもらうことにもつなげていただいているのか、というところの状況をお伺いしたい。

不登校のほうは、現状についてのだけでありまして、状況として、不登校の子どもが増えてしまっているということと、それに対して、現在73%の方がいろいろ相談・指導を受けたり、あるいは20%の方がというそれぞれの今の状況は分かるのですけれども、相談を受けた後、不登校の子どもが安心して再び地元の学校に通えるようになったなど、指導・相談した結果の成果というのでしょうか、そういったところももしあれば、よりいいのかなと思ったので、その部分。

もう一つ、私は不登校の要素といじめの要素というのは、こういう状況がありますが、それぞれ独立しているものの、関連しているところもあるかと思います。特に資料にあります不登校児童・生徒について把握した事実の中で、例えば児童の④もいじめのこともあります。両方それぞれ独立した状況の把握だけではなくて、関連してその分析につなげていく、また今後の対策につなげていくということが私は必要だと思うのですけれども、その部分はいかがでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長

まず、いじめの解消状況についてですけれども、解消とするには2つの要件がございまして、1つは、3か月以上いじめの行為が止まっている状況、もう一つは、それによって被害を受けた児童・生徒が心身に苦痛を感じていない状況、この2つの要件がそろうことで解消としています。そういった意味で、児童・生徒ともに7割程度のお子さんが解消に向かったという結果でございます。いじめに軽いも重いもないのですけれども、ちょっとしたことで傷ついてしまう、そうしたものもしっかりと認知をしていくことで、その解消というのは率として上がってくると考えております。

続いて不登校のほうなのではございますけれども、資料には、その後学校復帰が果たせたかということで数値の記載がないのですけれども、令和5年度は小学生で120人、率にすると31.5%、中学生のほうで72人、率にすると17.2%の児童・生徒が、指導の結果、学校のほうに復帰できているというデータもございます。

不登校といじめの関連についてですが、全てが関連するわけではないのですけれども、やはりどちらにしても、学校が居心地がよいと児童・生徒が感じるということが最も大事だと考えておりますので、学校風土を高めていく取組について今年度から各校が取り組んでいますので、今後の不登校の解消やい

じめの重大化を防ぐというところでは期待していきたいと考えております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○せらく委員

私からは、学年別不登校児童・生徒数のグラフから質問させていただきたいと思います。

1、2、3、4年生、令和5年は大体同じ数なのですがけれども、令和4年と比較して1、2、3年生は倍増しています。令和5年は、1年生も最初からかなり多い人数で結構びっくりしているのですがけれども、今後、特に低学年に対しての支援だとか、そういった部分でどういった思いがあるか、お聞かせいただければと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

特にこの1、2、3年生については、令和4年度から比べても倍ぐらい不登校児童が増えているというところで、この児童への支援というところですが、これまでマイスクールが、特に1、2年生が対象になってきていなかったというところがあります。ただ、それは通室についての行き来ですとか、そういったところでの負担を考えたときにそういう判断をしているのですが、今後この増え方を見て、対象の拡充というのも考えられるのかなと思います。

また、その通室にかかる移動の負担がないように、今年度から校内別室指導支援員の配置を行っておりますので、基本的には在籍校の別室を利用させていただくというところが最も負担のない支援なのかなと考えておりますので、今年度の状況を見ながらまた次年度以降、対策については考えていきたいと思っております。

○せらく委員

ありがとうございます。いろいろな対応を検討しているということですが、1年生でいきなり結構令和5年の人数が多かったということで、通学前の状況とかもしっかりと引継ぎなどができる状況というのが望ましいのかなと思うのですがけれども、例えば保育園に行っていたとか、幼稚園に行っていたとか、その幼稚園の生活の中では休みがちだったとか、ちょっとこういう行動をされるが多かったとか、そういった引継ぎデータというのは、就学前から就学する小学校というのは、どのような形式でやられていたのかをお聞かせいただけますか。

○丸谷教育総合支援センター長

就学時の保育園や幼稚園からの連携というところですがけれども、当然少し気になるようなお子さんについては、小学校のほうに情報が上がってきて、それを基にクラス分けとか、学級担任の配置ですとか、そういったところは考慮されていると捉えています。ですので、全てのお子さんを事細かにというところは難しいと思うのですがけれども、やはり気になるお子さんについての連携というのはしっかりと引継ぎを行って、小学校での支援や指導に活かしていければと考えております。

○せらく委員

ありがとうございます。展示会とか教育関係のものを見てみると、幼稚園、幼児教育から小学校、中学校までシステムで児童のデータ引継ぎが結構スムーズにできるようなツールもあったりするのですがけれども、品川区ではそういったツールなどは使っていないのでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長

区立小学校から区立中学校に向けては、システム上で児童・生徒の情報の連携が進んでいるのですがけれども、幼稚園や保育園と小学校のつなぎの部分は、そういったシステムがあるとは把握していないと

ころでございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○山本副委員長

それでは、私からも何点か質問をさせていただきます。

まず、不登校支援、いじめ対策、ともによく進めていただいていると感じています。不登校で言えば、マイスクールの拡充や別室指導、オンライン空間の設計等もかなり先駆けてやっていただいていると思っております。その上でちょっと何点か伺わせていただきます。

まず、不登校の支援なのですけれども、マイスクールの利用者が全体の12.9%という状況で、この数字に対する受け止め、どのようにお考えかというところでお教えてください。

それから、不登校の児童・生徒の数が増えているというところですが、全国的にも、そして品川区としても増えている。そして、今後どのような見通しを持っているかというところについてお教えてください。

それから、不登校の児童・生徒に対する区としての方針についてお教えてください。一人ひとりに寄り添うということはもちろん理解しているのですけれども、先ほどあくつ委員からもお話がございましたけれども、文教委員会として、大和郡山市の行政視察に行きまして、そこで特別支援教室、ASUへの取組がとても印象的だったのです。一人ひとりに寄り添う、とても大事だと思う様々な支援の形をしているのですけれども、ASUというところでは、不登校になった子が学校に戻るのではなくて、もう学校に戻らなくていいと。そこで過ごした上で、新しい高校生活をスタートするというようなお考えだというところがございました。行政視察でお伺いした話だと、まさに最後のセーフティーネットとしての位置づけとして、そこを用意しているのだということで、すごくその方々の熱い思い、熱意も感じましたし、すごく印象的でした。その結果、その卒業生の90%以上がその後の進路に進めているとかということもあって、親の方々からもこの教室はとてもいいというご評価をいただいているというお話がございました。

そういったところを踏まえて、やはりこういったグランドデザイン、不登校支援の全体のことについて、策定されることもすごく大事だなと思いましたが、そういう最終的なバックストップがあることの大事さもすごく感じましたし、一人ひとりに寄り添う、寄り添い方の形というのも様々な改められたところがございます。オンラインだったり、別室指導だったり、学校への復帰だったりというのを様々なきめ細やかに進めていくということであり、それを進めていただいていると思いますけれども、一人ひとりの寄り添い方として最終的なセーフティーネット、中学には戻らなくていい、高校でまた戻ればいいみたいなところの考え方についての部分も含めて、そのお考え、児童・生徒に対する方針をお聞きしたいと思います。

それから不登校オンライン支援の好事例の共有をされるということで西村委員からのご質問に対するご答弁がございましたけれども、これは具体的にどういうふうにするお考えかをお聞かせください。

あと、いじめ対策のところでございます。令和6年度も半年が経過しております。令和6年度、いじめDアンケートを用いたということで、さらに早期発見が進んで件数が増えているのかというところがございます。全国平均と比較はできないものの、今の時点でのご見解をいただければと思います。

最後に、このように不登校の児童・生徒数が増えている、いじめの認知の件数も増えているということで、この数字から学校の先生方の負担がすごく高まっているのかなと改めて感じるところでございま

す。不登校支援、いじめ対策に関する知見の共有や、それぞれの先生方が、クラスにそういう児童・生徒をお持ちだと思うのですよね。不登校、いじめそういった子どもにどう向き合っているのかというのを日常的にどうしたらいいかと考える、判断する機会があると思うのです。そういったことに対する悩みなどを聞いてあげるなどの体制はどのようになっているのかということについて教えてください。多くなりましたが、以上になります。

○丸谷教育総合支援センター長

それではまず、マイスクールの受入れについて、不登校児童・生徒全体の12.9%であることの受け止めというところがございますけれども、令和5年度は、年末から3学期に入ったところで定員にほぼ達してしまったというところがありましたので、定員に達したのに12.9%にとどまっているというところからすると、少し拡充の必要があるということで、今年度は西大井にも新たに教室を設けたというところがございます。やはり、希望する児童・生徒は受入れをしていきたいという願いの下に、教室の拡充も進めているところでございます。

今後の不登校の増加の見通しというところがございますが、これは全国的なところから見てもというところにはなりますが、どこかで頭打ちといたしますか、止まるところが来ると思っております。ただ、それは何もしなくてもということではなくて、我々がしっかり児童・生徒一人ひとりに合った支援を行うことで増加をとめられると考えておりますので、継続的に支援については行ってまいります。

また、区の方針といたしますか、不登校児童・生徒に対する思いといたしますか、極論を言うと、学校に戻らなくてもいいですよということになるかと思えます。ただ、子どもによっては、学校に戻りたいというような思いを持ちながら、なかなか復帰ができないというお子さんもいますので、そういった少しでも学校に戻りたいのだという希望を持っているお子さんには、それに合った支援を継続していく必要がありますし、それよりもマイスクールやフリースクール等のほうが、自分には学習の場として合っているというようなことであれば、そういったお子さんたちに対する支援というのにも必要かと思っておりますので、一律的に学校に戻らなくていいというようなことではなくて、一人ひとりに合った支援を行っていききたいと考えているところでございます。

それからオンラインで授業を行うというところの事例の共有についてですけれども、コロナ禍は特に感染症で学校に行けないというお子さんも複数おりましたので、オンライン授業の仕組みも整え、各校で共有をしてきたところです。今はどちらかということ、何か理由があって教室に入れない児童・生徒に対しての支援ということになりますので、また校長・園長連絡会ですとか生活指導主任会ですとか、教員が集まる場がありますので、そうしたところで事例の共有を図っていききたいと考えています。

それからいじめに関するところで、令和6年度の現状なのですけれども、具体的な数値につきましては、年度末に向けて把握をすることになりますが、現在いじめDアンケートを導入して、各校での認知というのは進んでいると、昨年度に比べては進んでいると捉えております。しっかりとツールも活用することで、これは教員の負担という話もありますが、子どもたちのためなのだということをしっかりと共有した上で進めているところでございます。

そして教員の負担というところですが、学校では、学校いじめ対策委員会という組織を設けております。管理職を筆頭に、生活指導主任や学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等が含まれておりますが、いじめに対する対応方針については、いじめ対策委員会の中で定めて実施していくということになりますので、教員1人が抱え込むことのないよう組織的に対応を行っています。

また、不登校支援につきましても、担任任せになるのではなくて、学年や学校内、生活指導部会とい

う組織もありますので、そういった学校の中の組織の中で、一人ひとりへの支援について検討して進めているところでございます。

○山本副委員長

それぞれご説明をありがとうございました。不登校の児童・生徒に対する方針の中で理解を深めましたが、私の説明の趣旨として、一律に戻らなくてもいいという思いではございません。教育総合支援センター長がおっしゃられるように、一人ひとりに寄り添うことがとても大事だと思っております、同じ考えでございますが、1点あるのが、大和郡山市の事例としては、戻れない子には戻らなくてもいいという場所があるということです。このASUという場所は学校らしくないような造りを意識していて、そこで回復といいますか、伸び伸びと過ごすことで高校を改めて目指すという選択肢があるというところではございましたので、戻りたい子にはもちろん合った支援をして戻ってもらうことがとても大事だと思いますので、そこは同じでございます。1点、戻りたくない子どもたちに対するセーフティーネットというところがあればいいのかなというところがございますので、こちらはぜひご検討を要望させていただきます。

オンラインの好事例の共有のところ、自主校長会連絡会というところでの共有を図るということで、先ほどの質問と同じでございますが、またこれは最後に改めてまとめてお話ししますが、リアルもとても大事だと思っております、リアルで共有していくことは大事だと思っております。研修を含めたデジタルの活用というのもすごく効率的にやっていくには必要ではないかと思っておりますので、また、後ほどご説明させていただきます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○高橋（し）委員

2点お尋ねします。1つは、今日もほかの委員の方々からいろいろ不登校特例校のことがあったのですが、今の教育総合支援センター長の話だと、幾つかの支援の1つとして学校に戻らなくてもいいという方法もあるということなのですが、大和郡山市は8万人の人口かな、品川区と比べれば5分の1。だからできたのかなとも思ったのですけれども、お隣の大田区は品川区の1.5倍の人口がある。人口ではなくて、要は、教育として、この不登校特例校、名前がどうなのかはあっても、それをこの先どうしていこうかというか、何か思いというか、そういう子たち、戻りたくても戻れないではなくて、そこで中学校生活を終わるとか、そういう子に対する対応として、マイスクールがあるといえばマイスクールなのですけれども、学校としてそれを準備して支援していくという考えは、現時点、そしてこの先、どういう考えか、一般質問の答弁もあったかもしれませんが、それをもう一回確認します。

もう一つは、先ほどの不登校の数といじめの数が物すごく多くなっていると。教育総合支援センター長がおっしゃっていましたが、先生方の負担が非常に重い。特に、担任の先生の負担というのは本当にすごいことになっていると思うのです。その中でこれだけの数の児童・生徒の支援をしているということで、本当に現場の先生方には頭が下がり、敬意を表して、それはもう本当に、評価と言うと大変失礼ですが、ものすごく頑張っているという事は認識しています。

幾つか、その先生方の支援という話があったのですが、組織ももちろん大事なのですから、先生方の風土というか雰囲気というか、学校の先生は本当に負担が大変だということをどうカバーしていくかという学校の雰囲気もすごく大事だと思うのですが、組織は整備されているのが分かりましたので、そういった、特に初任の先生が苦勞していたり、そういう方々がどういうふう、先生方の苦しみとか負

担を今組織のお話をしましたけれども、組織ではなくて学校全体や、管理職や仲間の先生たちがどのようにフォローしているかということをお分りの範囲で結構ですので教えてください。

○丸谷教育総合支援センター長

不登校特例校、学びの多様化学校についてですけれども、やはり本区の児童・生徒に合った対策として、何が一番合っているかということをお考えいただければと考えておまして、他自治体で今、不登校特例校で実施しているその成果や課題等も見ながら、本区としての在り方というものについては、引き続き検討していきたいと考えております。

今、現状マイスクールという形で運営をしておりますけれども、いわゆる一条校としての学校という存在意義というものも理解はしておりますので、近隣等の状況を踏まえて考えていきたいと思っております。

続いて教員の負担についてですけれども、例えば不登校支援の1つとして、校内別室指導支援員の配置というものを、今年度は全校で実施しています。これまでは、授業が空いている教員がその時間を活用して空き教室のほうで不登校の子の対応をしていたという事例もありますけれども、支援員が配置されることによって、授業の準備の時間に充てられたりですとか、そういった意味での負担軽減は図っているところです。そういった人的支援も含めて、今後できることは引き続き行っていきたいと考えています。

また、学校の雰囲気というところになりますけれども、特に若手教員の育成というところ、今若手も増えていきますので、非常に重要な要素かと考えています。しっかりと校内でOJTの仕組みを組むことで、ベテラン教員から1年、2年、3年目の教員への指導であったりですとか、悩みや相談を受けたりですとか、これも仕組みの話にはなってしまうのですが、そういった体制というものが必要であると考えております。

○高橋（し）委員

不登校特例校については理解しました。また、別の機会にお尋ねしたいと思います。

学校の先生方の負担についてですけれども、様々支援を入れさせていただいたのも理解しています。それでもなかなか先生方の負担というのは厳しくて、特に中学校はいろいろな教科があったり、部活があるのでいろいろな先生が生徒に関わっていて、A先生はなかなかはじめなくても、B先生だったら話ができるよみたいなことが中学校は比較的しやすいのですが、小学校の場合はお一人が担任をお持ちなので、どうしても担任の先生がご負担になる。それも仕組み上仕方ないのですが、今お話があったように、多くの先生方のご協力、そして先ほどの支援員ですかね、そういう方の協力で、本当に大変だと思いますけれども、ぜひ頑張ってくださいと思います。これは、要望ではなくて応援です。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

それでは私から、2点よろしいでしょうか。

1点目は、学校支援チームHEARTS、こちらの今の状態をお聞きしたいのですが、スクールソーシャルワーカーと心理相談員の方は何人配置をされているのかをまず確認させていただきたいです。

これだけ不登校の人数が増えている、そして、こちらで主な不登校の把握の事案が上がっているのを見ると、現在のスクールソーシャルワーカーと心理相談員の方の配置人数が手いっぱいではないかなと思われるのですが、その辺、学校支援チームのHEARTSの機能というのはどんな状況でしょうかというのが1点です。

もう一点が、9年生で不登校のお子さんについて、卒業後は追うことができないという理解をしているのですが、そうすると、その子の、例えばひきこもりみたいな現状にはなっていないのか。そうすると、ひきこもり対策というところの連携、それはどうなっているのか。所管としては、子ども関係の、18歳までのそうした対策に移行していくと思うのですが、その辺の連携というのはどうなっているのか、この2点をお伺いしたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

HEARTSのスクールソーシャルワーカー、心理相談員の人数を今調べておりますので、少々お待ちください。

それで、今の体制で足りているかというところですが、年々スクールソーシャルワーカー、心理士の人数を増やしてきておりまして、その中でできる限りの支援を行っているという状況でございます。相談したいけれども枠がないから相談に乗れませんということはこれまでもございませんので、この不登校の増加に合わせた形での支援はできているというような認識でございます。

また、9年生の卒業後の進路についてですけれども、当然進路先については、中学校側もしっかりと把握をしているところでございます。その先、その生徒がどのような生活を送っているかというところまでは、残念ながら追うことができません。関係各所と連携をしながら、そういった生徒の支援というものは行うことが望ましいと考えておりますので、引き続き中学校の卒業先の進路で、例えば進路先が決まらなくて、1年間は家にいたいとかというようなお子さんもございます。そういったお子さんについては、翌年度に受験等の資料を作りますので状況が把握できるのですけれども、そういった意味での、学校ができる限りの支援というのを継続しながら、その後の連携というものも図れるようにしていきたいと考えております。

すみません、今年度のHEARTSの人数ですけれども、スクールソーシャルワーカーが7名で、心理職が6名おりまして、そのほかにも警察OBや教育アドバイザー、元学校管理職も1名ずつおります。

○この委員長

ありがとうございます。少しずつ増やして下さっているソーシャルワーカー、そして心理相談員ということで体制をお聞きしましたけれども、それでも増えていくこの不登校の対策として、相談を受けるだけではなく、スクールソーシャルワーカーにおいては、いろいろなところにつなぐ、所管につなぐ、機関につなぐ、こうした役目があると思うので、そうすると先ほど少しご説明がありました、こうしたお子さんのところに家庭訪問することもあるというご説明もあったかと思うのです。そういう体制もきちんと取っていかうとなると、今の体制が少ないということではなく、今後も増やしていきながらそういう体制というのはあっているのかなと思います。

不登校のお子さんの卒業後、今進路がはっきりされている方というお話もありましたけれども、その先も進路は決まっても、ちょっと言葉をうまく使えないのですが、どこでつまづくか分からないといったところからすると、一旦こういう状況になったお子さんというのは、いわゆる若者支援というひきこもり対策みたいな、こうしたところにも連携するというか、情報共有をしておくような体制というのが必要ではないかと考えるのですけれども、その辺はまだ連携やきちとした体制の構築もされていないという状況が分かりましたので、今後そうした卒業後のことも所管と連携をしていく、こうした体制を考えていったらいいのではないかと感じたところです。何かご答弁があればお願いします。

○丸谷教育総合支援センター長

スクールソーシャルワーカーにはつなぐという重要な役割がございますので、何か子どもの様子を見

て、必要な期間、例えば子ども家庭支援センターですとか、場合によっては児童相談所、こういったところへのつなぎということも行っておりますので、引き続き子どもに合った連携先というのものも、行っていきたいと考えております。

○こんの委員長

ありがとうございました。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時35分休憩

○午後1時35分再開

○こんの委員長

それでは、休憩前に引き続き、文教委員会を再開いたします。

所管事務調査、児童・生徒の学校生活のサポート体制についてという配付資料の差し替えを求められましたので、これを了承し、机上に配付させていただいておりますので、ご確認ください。

(5) 「品川区不登校支援ポータルサイト～ぷらっと～」の開設について

○こんの委員長

それでは、(5)「品川区不登校支援ポータルサイト～ぷらっと～」の開設についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○丸谷教育総合支援センター長

それでは、「品川区不登校支援ポータルサイト～ぷらっと～」の開設について説明いたします。資料をご用意ください。

今年度、不登校支援の新規施策を4点実施しております。1つは教育支援センターマイスクール西大井の開設、校内別室指導支援員の全校配置、仮想空間を活用した居場所づくりをこれまでに実行してまいりました。今回は4点目の施策となります、不登校支援ポータルサイトの開設についてです。

サイト名を、品川区不登校支援ポータルサイト、愛称を「ぷらっと」としてしています。「ぷらっと」には、いつでもどこでも気軽にぷらっと本サイトに立ち寄ってほしい、また、適切な支援につながる情報のプラットフォームになるようにという願いを込めています。サイトのURLは、資料に記載のとおりです。

サイト開設の目的は、不登校の児童・生徒や保護者ならびに学校関係者に対して、居場所や学習支援等の情報や不登校に関する知識を提供し、早期支援につなげられるようにするとともに、不登校への理解促進と対応強化を図ることです。

開設日は11月6日水曜日となっております、内容は、児童・生徒向け、保護者向けのメッセージやコンテンツ、不登校支援情報として、現在は教育委員会の取組であるマイスクール、HEARTS、教育相談室の案内を行っています。

最後にその他についてですが、保護者等へはチラシ等により周知を今後図ってまいります。児童・生徒向けには、1人1台端末からアクセスできるように準備中でございます。現在公開準備中のコンテンツについては、3月末までに順次公開してまいります。さらに、利用者の質問に答えるチャットボットにつきましても、3月末までに実装予定です。

○こんの委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。よろしいですか。

○西村委員

今日になるまでに、私も実際に拝見をさせていただきました。まず、子ども向けのページをつくっていただいているということを実にうれしいと思っています。ページも大変分かりやすいですし、改めて感謝申し上げたいと思います。保護者の方々からお問合せが一番多かったマイスクールがどこにあるのかとか、何年生から通えるのかとか、それに加え中の雰囲気もそれぞれの場所によって違いますし、そういったことも分かるようになっていて、これは情報がどんどん増えていくと、本当にとってもいいポータルサイトになるだろうなと思っています。

要望とご質問、併せてなのですけれども、これからいろいろな学び方だったり、居場所があるよということで情報を載せていただけると思っているのですが、例えば図書館でしたり、児童センターにいてもいいのだよということを、私は結構子どもも見ると思っていますので、ぜひどこかに書いていただきたいというのと、あとは居場所というか学び方として、区内の中で例えば助成金を出していらっしゃるような団体とかも、情報として載せることができないかと思っていまして、マイクラフトを積極的に取り組んでくださっている団体もありますし、あと発達障害を持っているお子さん向けの放課後の居場所を展開していらっしゃる区内の団体もありますので、そういったところも幅広く載せていただきたいと思います。

要望と質問両方ですが、ご答弁をお願いします。

○丸谷教育総合支援センター長

現在はまだ限られたコンテンツのみ掲載しておりますけれども、今後は居場所として図書館や児童センターがあるということは、はっきりと書き込んでいきたいと思っています。

また、民間の例えばフリースクールですとかその他の団体につきましても、掲載方法を今検討を行っているところですが、順次居場所、または学び方、学べるもの、そういった情報も併せて情報提供していけるように努めてまいります。

○西村委員

情報提供していただく際ですけれども、既に不登校になっている保護者と子どもだけではなくて、行き渋りになっている生徒・児童もおられると思いますし、これから自分の子どもが不登校になったらどうしようと思われる方もいらっしゃると思うので、幅広くお願いをしたいと思っています。

要望で終わります。

○あくつ委員

私はまだ中を拝見してないのですけれども、確認をさせてください。これは、品川区の教育費として当初予算案の中に計上されていたということでよろしかったのでしょうか。その上で今回これは、どれぐらいの予算で実施されているのかというところを確認させてください。

○丸谷教育総合支援センター長

予算の中に入っているものでございます。額については、すみません、今資料がないのですけれども、300万円から400万円で構築しているサイトでございます。

○あくつ委員

すみません、私は今まだプレス発表等を確認していないのですけれども、今回のポータルサイト不登校支援の目的というところで、先ほど西村委員からあったとおり、どこにマイスクールがあるのかとか、

不登校の方で悩んでいる保護者の方がたくさんいらっしゃいますから、余談ですけども、区の職員の方の家庭の中でもそういった話を聞くことも我々もあります。こういうアクセスしやすい環境というのは非常に大事なと思うのですが、強いて言うならば、区役所のホームページをたどって行けば、当然マイスクールの場所も分かると言えば分かる。その中で特化をして、こうしたポータルサイトを予算編成の中で構築をされようと思った目的、ここに目的は書いてありますけれども、こうしたものがどのような効果を及ぼすのかということについて、何かそういった前例とか実例があって教育委員会のほうで発案をされて、行ったということなのではないでしょうか。遡って恐縮なのですが、その辺りをもう少し詳細にご説明をお願いいたします。

○丸谷教育総合支援センター長

今回のポータルサイトについてですけども、予算プレス発表の際には、ポータルサイトのガイドブックとセットで発表しているものとなります。ガイドブックのほうはまだ作成中なのですが、先行してポータルサイトのほうを開設したという経緯になります。

そして、やはり昨年度についても、不登校児童・生徒数が急激に伸びてきているという状況を踏まえまして、やはり突然学校に行けなくなるということで、お困りになっている保護者の方々がおられるということも実態としてありますので、そうした方々に向けては、まずこういった何か困ったことがあれば、不登校のポータルサイトにアクセスすれば支援の情報が見つかるということで考えています。

また、こういったサイトを事前に多くの保護者に周知をすることで、仮に我が子どもが不登校、または行き渋りになったときにすぐにアクセスをして、どういう支援があるのか情報をキャッチできると。そういった仕組みづくりというものを考えまして、今回開設に至ったと。そういった目的と申しますか経緯がございます。

○あくつ委員

当初予算案のプレスの中に入っているということで、すみません、私もあまり記憶になくて大変失礼いたしました。

その中で、先ほどご説明にあったガイドブックとセットというお話がありましたけれども、今日の報告事項からは少し外れるのかもしれませんが、同じ予算でやるというガイドブックというのはどういったものをお考えになっていて、ここは周知のためのチラシをまくと書いてありますけれども、ガイドブックというのはどのようなものをお考えになっているかということ、その目的は何かということで、こちらのほうも併せてお知らせください。

○丸谷教育総合支援センター長

ガイドブックの内容につきましては、今回のポータルサイトに掲載している内容に準ずる形で考えておりまして、不登校に対する支援先でありますとか、その考え方ですとか、そういった情報を冊子の形でまとめるように考えております。

対象については、やはり不登校になりかけているようなお子さんのいる保護者の方が対象になるのですが、発行部数が限られますので、全世帯ということではなくて、お困りを感じている方に行き渡るような形で、今、数も含めて検討しているところでございます。

○せらく委員

このホームページ代が、株式会社東京法規出版に業務委託して運営すると書いてあるのですが、サイト作成費用が300万円台くらいと、あと運営の費用というのは毎年かかってくるものだと思いますけれども、その辺りの金額が分かれば教えてください。

あと、ぷらっとのサイトを見ていて、メニューのところに教材というのがあるのですけれども、教材は今後どのようなものを掲載する予定なのでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長

このウェブサイトの更新は随時行っていきますので、そういった意味ではランニングコストも一定程度かかってくると想定をさせていただきます。現在その見積りとかは出ているところなのですが、すみません、今持ち合わせがございませんが、今回の立上がりよりは少し抑えられるという認識でおります。

サイトのメニューについてですけれども、現在は不登校支援情報のところが開くようになっていて、そこですけれども、そのほかの小学1年生から3年生の皆さんへというところは子どもたちへのメッセージであったり、保護者の皆さんへというところでは、もし子どもが学校に行きたがらなくなったらどのような心構えでいけばよいかなど、そういった情報を発信していく予定でございます。

教材のページにつきましては、どこにこれからリンクを張るかというところはあるのですが、例えばメタバースの支援も行っておりますので、対象の方にはそちらへのリンクであったりとか、文部科学省も様々な教材を紹介していますので、そういったところのリンクを張っていくような形に考えています。

○せらく委員

こちらのページからもリンクが張ってあるいじめ対策ポータルサイトの気づきというページも大体似たような構成になっていて、同じところが運営していると思いますが、運営のランニングコストというのもそこ大体同じような感覚なのではないかと思っています。特に指摘することはないのですけれども、全てのコンテンツのオープンについては、引き続きよろしく願いいたします。

○山本副委員長

私からも、何点かお伺いいたします。

まず、この不登校支援のポータルサイトの開設は、とても良い取組だと思っております。先ほどせらく委員からもご質問ございましたけれども、いじめ対策のポータルサイトと同じところで、これはそれぞれ別々に注文をしたのでしょうか。それとも発注なのでしょうかということと、この東京法規出版の業務委託でお任せしているのは他区も結構あるとかいうのをもしお調べになっているようでしたら、教えていただきたいと思えます。

それから、先ほどのご答弁の中で、子どもたちにはタブレットで分かるようにしていくということだったので、実装するのはもちろんまず大事だと思うのですが、それを子どもたちにそこにあるよということをしっかり分かってもらうことがさらに大事なのかなと思っております。そういった児童・生徒への教え方はどのようにお考えかということと、既にいじめのポータルサイトもございますので、そういったところとも併せて考えがあるようでしたら、教えていただければと思えます。

それから、このポータルサイトの情報は、さっきいただいたようにぜひ拡充をしていただきたいと思いますし、不登校でとても困っている保護者の皆さんや子どもたちもいるので、ぜひ使っていただきたいと思いますので、その効果測定と改善とかということについて、どのように測っていく予定があるかというのがもしあれば、お答えいただきたいと思えます。

○丸谷教育総合支援センター長

まず、今回東京法規出版に決まった経緯ですけれども、入札で決まったというような形になってございます。

それから、児童・生徒のタブレット端末にはSOSフォルダというフォルダが既にございまして、そこを開くと様々な相談先、例えばアイシグナルであったりとか、東京都のいじめの相談窓口であったり、

それからヤングケアラーや今回のいじめのポータルサイトというものが既に入っています。その中に不登校支援ポータルサイトも入れることで、何か困ったことがあれば、そこを開けば何らかの支援先があるということで、子どもたちはもう既に慣れていきますので、今回新規に導入したことについては併せて周知はしていきますけれども、困ったことがあればそこを開きましょうという指導も併せて進めていければと考えております。

また、効果測定につきましては、方法も含めて検討が必要かと思っておりますけれども、例えば、アクセス数ですとかそういったところから始まって、今後チャットボットも実装する予定ですので、どのような相談や検索が多いのか、そのようなことも踏まえながらサイトの充実を図っていければと考えております。

○山本副委員長

1点、細かいところで恐縮なのですが、入札はいじめのポータルサイトと一緒にのでしょうか。それとも別々で、結果的に一緒のところは請け負うことになったのかというのをちょっと確認させてください。

まとめてちょっとお話ししてしまいますと、子どもへの教え方のところで理解をいたしました。ポータルサイトにSOSフォルダにまとめて入っているということなのですが、それぞれが何かというところは、やはり子どもにとって理解度もまちまちだと思いますし、やはり繰り返し定期的にそういうものがあるということを伝えていくことがすごく大事だと思っております、恐らく現場の先生方はそのように伝えてくださっているとは思いますが、そういう定期的にいじめDとかでアンケート調査をやる時などで、しっかりとこういったところがあるというのを繰り返しアナウンスしていただくと、子どもたちにとってはすごく必要なのではないかと思いますので、こちらは要望とさせていただきます。

効果測定のほうも、どういう形でできるかどうかも含めて、ぜひその辺も含めて進めていただきたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

先ほど、すみません、他地区の実績というところで答弁漏れておりました。他区で不登校のポータルサイトを作成しているところは限られてはいるのですが、東京法規出版に限っては本区が初めてということで、不登校関連は本区が初めてということで伺っています。

また、いじめポータルと同じところに結果的になっているのですが、予算の枠組みも違えば入札の時期も異なりますので、結果的に同じところになったという認識でおります。

それから、児童・生徒への働きかけについてですが、おっしゃっていただいたとおりに繰り返し伝えていくということが大事だと思います。例えば年度初めであるとか学期末であるとか、そういった機会にしっかりと伝達できるようにしていきたいと考えております。

○山本副委員長

子どもたちの件、よろしくお願いいたします。

業務委託の選定の件、理解をいたしました。この東京法規出版のほうでも初めての取組ということで、このように進めていただいているというのはとても良いことだと思いますし、同じ業者でこうやって同じようなデザインで進めて、いじめ対策と不登校対策を同じように似たような感じで進めているということは、見る側にとっても見やすいというところもあって良いのかなと思いました。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(6) 品川区立八潮子育て支援施設の愛称公募について

○こんの委員長

次に、(6)品川区立八潮子育て支援施設の愛称募集についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○藤村子ども育成課長

私からは、品川区立八潮子育て支援施設の愛称公募についてということでご報告させていただきます。資料のほうをご覧くださいと思います。

まず、品川区立八潮子育て支援施設、こちらのほうは7月1日の文教委員会にて議案審査をいただきまして、第2回定例会に議決をいただいた施設、こちらになりますけれども、こちらの愛称公募を行うというものでございます。

まず資料1番のところ、概要をご覧くださいと思います。今回、品川区立八潮子育て支援施設の愛称を公募する目的になりますが、この愛称をつけるということで親しみを持ってもらうことや、周知しやすさですとか、周知の結果認識されやすくなるというところで、ご利用の促進が図られるというところを目的としております。

募集期間ですけれども、広報しながわの12月11日号に掲載予定ですので、そこからおおむね1か月の1月6日までを予定しております。

次に項番3番、募集対象でございます。在学・在勤を含む区民を対象として募集いたします。なお、法人・団体のほうは応募不可という形にしております。

次に項番4で、募集・応募の方法でございます。紙ベースとしては広報しながわ、電子媒体としてはホームページ、SNS、アプリなどにより周知いたします。応募方法としては、そちらのほうのQRコードから電子申請、もしくははがきということでご応募いただければと思っています。また、今回の施設は八潮地区に所在しておりますので、公募の実施にあたっては、地元の自治会長会議等でも公募の開始をアナウンスしたいと思っております。

次に項番5、選考決定方法でございます。応募のあった案を受けて、SNS、アプリ、はがき等による投票を行いまして、幅広い年齢層の方から投票を募りまして決定してまいりたいと考えております。

最後、項番6ですけれども、結果の公表につきましては4月以降、広報、ホームページ等で行ってまいりたいと考えております。

○こんの委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○山本副委員長

私から、1点だけ質問させていただきたいと思います。まず、この公募の決定方法なのですが、こちらはアプリやはがきによる投票を行って区長が決定するので、投票結果で一番多いところに決まるということになるのですか。そうすると、あらかじめ選ぶものがあるということなのではないでしょうか。それとも、何かいろいろと自由にネーミングを出して行って、数というよりは、数ある名前から区長が選ばれるということなのではないでしょうか。ちょっと気になったのは、過去に「エコルとごし」とかその他の施設の愛称を公募するときは、愛称検討委員会を設置して、何かその中で一定選定、検討した上で区長

が決定というふうにあったので、今回、そういった検討委員会等があるのかどうかというところがちょっと気になったというところでございます。

○藤村子ども育成課長

まず、選考・決定方法について、募集・応募方法というところに記載がまずあるのですが、4番のところです。ここで募集をかけて、募集の結果、集まったものに対して5番のところを選考決定という形になってきますので、募集の結果上がってきたものに対して、アンケートというか投票を得るという形になっております。そちらは基本的には一番多いものというところにはなってくるのかなとは考えております。

あと、検討過程で「エコルとごし」の場合、検討委員会があったはずなのですが、今回の子育て支援施設は新しい施設ということですので、例えば「しながわこどもぼけっと」というのはメインユーザーが子育て世帯というところになってくるので、より利用者に近づいたところで、お名前を採りたいなというところが一つ。

ただ、高齢者も含めた様々な方にご利用いただくというところがありますので、はがきですとか他のSNSというところで、幅広くご投票いただけるような仕組みで、今回お名前を決定していきたいと思っています。

○山本副委員長

募集と選考ということで、ちょっと私が最初お聞きしたところで理解が及んでいなかったのですが、ご説明をいただいてクリアになりました。募集でたくさんいろいろなそれぞれの方からおっしゃったときには、何かたくさんの方の選考方法が出てくるのかなとも思うので、ちょっとそこら辺が実務的に大丈夫かなというところも不安には思いましたけれども、でも合理的な選定の仕方かなと思いました。ぜひ多くの方々に関心を持っていただいて、応募いただいて、その中から親しみのある愛称をつけてもらいたいと思います。

○こんの委員長

ほかにごございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件及び報告事項を終了いたします。

3 所管事務調査

○こんの委員長

次に、予定表2、所管事務調査を議題に供します。

本日は、7月5日の委員会において決定いたしました所管事務調査項目のうち、児童・生徒の学校生活のサポート体制についての調査を行ってまいります。まず理事者より、資料に基づきご説明いただき、その後、ご質疑・ご意見等をお願いしたいと思います。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○中谷指導課長

それでは、児童・生徒の学校生活のサポート体制につきましてご説明いたします。資料の一部の数字等に誤りがありました関係で、本日差し替えの資料をお配りさせていただいております。

それでは、まずは教員不足の現状と課題につきまして、A3の資料1枚目をご覧ください。まず、現状についてです。資料左上の欠員状況についてでございますが、10月1日時点で正規の欠員数10名、産休代替の欠員数10名の合計20名となっております。補充につきましては、欠員が発生した時点で

申請をしていくということとなっており、事前の見通しを立てていく段階から人材確保の準備を進めているところではありますが、年度途中での欠員発生への対応においては、実際にすぐの補充が難しい状況がございます。

続きまして、背景についてです。まず、育児休業取得者の増加についてです。資料上段中央に、都費教職員の育児休業取得者数をグラフでお示しさせていただいており、近年急増している実態があります。子育てサポートに関する制度が充実している現れであると考えておりますが、一方で学校現場における教職員の業務負担が増えている状況がございます。

次に、メンタルヘルスが原因の休職者の増加についてです。資料の上段右の上の表をご覧ください。令和5年度と令和6年度の10月1日時点での休職者の人数になります。特に今年度、小学校で16名と最も多い状況となっており、担任だけでなく専科教員も含まれる数字となっております。また、参考として退職者数も掲載させていただいております。

続きまして、取組についてご説明をいたします。資料の下段、業務の役割分担・適正化を進めるための取組をご覧ください。これまでの学校における業務を、文部科学省が示す方針に基づき、基本的には学校以外が担うべき業務、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、教師の業務だが負担軽減が可能な業務の3つのカテゴリーに分け、そのカテゴリーごとに、さらに細分化された業務14項目を現在の会計年度任用職員等で分担している現状が分かるように、表でお示しをいたしました。

1つ目の、基本的には学校以外が担うべき業務につきまして、①登下校に関する対応と、②放課後から夜間などにおける見回り、児童・生徒が補導されたときの対応の一部につきましては、エデュケーション・アシスタントが担っております。③学校徴収金の徴収・管理につきましては、品川区教育委員会としては原則行っておりません。④地域ボランティアとの連絡調整は、副校長補佐が担っております。なお、こちらの表にはございませんが、学校地域コーディネーターもこちらの業務に該当しておりますので、後ほどご説明をいたします。

2つ目の、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務について、⑤調査・統計等への回答等は副校長補佐。⑥児童・生徒の休み時間における対応はエデュケーション・アシスタント。⑦校内清掃については用務主事もしくは外部委託による対応。⑧部活動については、学校部活動アシスタントコーディネーター等が担っております。

なお、学校部活動アシスタントコーディネーターについては、教員に代わって部活動指導員等との連絡・調整等を行う業務で、中学校9校、義務教育学校6校を対象に今年度より開始した区の事業です。現在7校で活用しており、当面は事業を継続していく予定です。

3つ目の、教師の業務だが負担軽減が可能な業務については、⑨給食時の対応、⑩授業準備、⑪学習評価や成績処理、⑫学校行事の準備・運営、⑬進路指導、⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応につきましては、副校長補佐、スクール・サポート・スタッフ、エデュケーション・アシスタントのいずれか、または複層によって担っております。このような会計年度任用職員等の学校への配置により、業務の役割分担・適正化を進めるための取組を一層推進してまいります。

恐れ入りますが、続きましてA3資料2枚目をご覧ください。教職員の働き方改革としての取組についてです。

まず、人的支援の取組について。副校長補佐、エデュケーション・アシスタント、スクール・サポート・スタッフ、部活動委託の4つございます。副校長補佐は、職員の勤怠確認や電話対応、副校長業務を一部サポートするもので、今年度は全校配置予算を取っており、1校を除き45校で任用しております。

す。エデュケーション・アシスタントにつきましては、小学校、義務教育学校前期課程第1学年から3学年での副担任相当の業務を担うもので、今年度より伊藤小学校と御殿山小学校の2校で試行配置をしております。スクール・サポート・スタッフは、授業で使用する教材の印刷や配布、学校公開や行事の準備等を行うもので、全校配置をしております。部活動委託は、学校部活動の一部を業務委託するもので、今年度より開始している区の新規事業で、今年度は全ての中学校・義務教育学校後期課程15校において、34部活動を委託しております。そのほか、品川地域TEAM ACTとして地域部活動を行っており、活動曜日を休日に限定せず、平日も含めて設定して実施をしております。

次に、指導体制の工夫についてです。資料中段をご覧ください。表の中の上部が区独自の事業、下部が都の事業の活用となっております。

まず、区独自の事業におきまして、固有教員を25校で28名任用。JTE（英語専科指導員）を全ての区立小学校・義務教育学校前期課程で配置。学校地域コーディネーターについても、全ての区立学校で配置をしております。

次に、都の事業の活用におきましては、今年度より教科担任制を大原小学校で、不登校巡回教員を豊葉の杜学園で、それぞれ加配を行っております。また、特別支援学校との人事交流については、中延小学校で品川特別支援学校との期限付異動を1年間実施をしております。

資料下段左をご覧ください。柔軟な働き方については、1つはテレワーク、もう一つは時差勤務の実施となります。

テレワークにつきましては、今年度、夏季休業中に期間を設定して試行実施し、導入可能な学校から随時行ったところ、44校延べ1,950名が活用いたしました。実施後のアンケートでは、働きやすくなったと回答した教職員は99.3%おりました。

時差勤務につきましては、令和5年度に18校、令和6年度に25校で実施。延べ人数はそれぞれ26名、58名となっております。いずれも増加しております。教員の時差勤務の取得については、事前に時間割を調整していくことで校内の体制として円滑に実施でき、子どもたちへの影響も出ないことから、今後も普及されると考察しております。

資料右の働きやすい環境づくりにつきましては、1つは夜間電話、もう一つは相談体制の充実です。

夜間電話につきましては、全校で実施により、早期退勤に寄与しているなど声が聞かれております。

また、相談体制につきましては、電話やメールを手段としてプライバシーの守られる複数の相談窓口を設置しており、区の相談窓口には、令和5年度で3件、令和6年度で5件の相談が寄せられました。

以上、児童・生徒の学校生活のサポート体制につきまして、サポートをする教職員の勤務に関するご報告をさせていただきました。課題となっている教員不足を補っていくことや、教員の業務負担や心的負担を軽減していくことが急務であり、現在の取組以上に人的支援や指導体制の工夫等を推進していく必要がございます。各事業の効果検証を行いまして、引き続き教職員の働きやすい学校づくりの支援をまいります。

○こんの委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑・ご意見がございましたらご発言願います。

○あくつ委員

端的に数字から確認、ちょっと大きな数字だったのでびっくりしたのですが、メンタルヘルスが原因の休職者増というところで、令和5年と令和6年の同時期において、いきなり小学校において2倍以上になっておるといのは、これは延べというか、どういう計算の仕方でされていらっしゃるのか。

現時点でというか10月1日の時点で、これは引き続き休んでいる方もいらっしゃるのか、それともそういう考え方ではないのか。またその原因について、それは小学校のみならず全体的に増えているのですけれども、その辺り、やはり現場の教育委員会の皆さんが一番とよくご存じだと思うので、教えていただければと思います。

○中谷指導課長

メンタルヘルスが原因の休職者についてのご質問で、小学校で2倍以上になっているというところについてでございます。

こちらの数字は、10月1日時点の段階で休職者としてカウントしている数でございます。今、しばらく経っておりますので、復職をしている教職員も一部いるというところはございます。ただ、逆に休職者になる方もいるということで、数はかなり流動的に動いているというところでご理解いただければと思っております。

この小学校での増というところについては、教育委員会としても大変重く受け止めておまして、やはり欠員の数も含めて考えていきますと、一つの学校の中でお休みされる教員がいる一方で、残された教員がそのほかの業務も含めて、また業務の分担を見直していくというような現状がございます。その中で年度途中になると業務が増えてしまうというような現状もありますので、そこにいかに会計年度任用職員等の配置でもって、正規の教員の業務負担がいかにかというところをしっかりと支援していきたいと思っております。

○あくつ委員

この時点での人数ですよということで、増減はあるというのは分かるのですけれども、メンタルヘルスが原因でこういったお休みになる方がこのように増えている。これは昨年度との比較しか載っていないのですけれども、業務量が増えるというのは分かるのですが、それが一番の原因だということの認識なのでしょうか。

もう一つ言えば、やはり今少子化で教員不足ということが言われる中で、いわゆるそういったものを、ごめんなさい、こういう言い方が適切なのかどうか分かりませんが、トレーニングをあまり十分に受けないままに教員になっている方がいるとか、そういったことも考えられるのかどうか。

ちょっと言い方が難しいですね。どうして増えているのかというところで、それを教員側の責任にしているのかどうか私も分からないのですけれども、私もこれはさっきも申し上げましたステレオタイプの話しか耳に入っていないので、いわゆる複合的な様々な要因で、例えば保護者の方の様々なその要求が重かったりとか、業務量が多いという話もよく聞きます。いわゆる文部科学省等からのアンケートが多いからとか、いわゆるスポーツの顧問をしているからとか、様々な要因があると思うのですけれども、昔からそういうことはあったわけで、ここへ来てこう増えているというところに関しての何かお考えがあるのか。もう1回重ねての質問になってしまうのですけれども、これについても一度教えてください。

○中谷指導課長

増えている原因について、これという限定的な理由は見いだすことはできないかと思っております。実際にメンタルヘルスで休職をされる方のそれぞれのケースというのは、実に様々であります。例えば学校の勤務場所というところで、子どもや保護者の方との関わり方の中で困難、スムーズにいかないというような現状がある中で、メンタルヘルスの影響が出てしまうケースもあれば、例えば介護であったり育児であったり、ご家庭の状況が大変な中で勤務とのバランスを保ちながら働き続けるという

ことが困難になってしまっているみたいなケースですとか、かなりその年代も含めて様々であるので、これということを上申することはできないのですけれども、ただ、一つの学校の中で1人休職者でお休みの方が出してしまうと、先ほど申し上げたような残された方に業務が増えてしまうという状況があります。その、ある意味負のスパイラルに入ってしまうようにするのであれば、ただ、なかなかそこがうまく作用しないケースが幾つかあるということが現状としてございます。

また、新規採用教員の方々の力量というところでは、この辺りもやはり非常に大事な視点だと思っております、やはりいざ教員になってすぐに担任を持ってというような環境が、ご自身が学生時代のときに思い浮かべていた教員というイメージと、実際になってみたときのイメージが違っていたとおっしゃる方などもおりましたので、そういったところのギャップをいかに埋めていくかということも、そのアプローチも併せて重要な視点かなと考えているところです。

○あくつ委員

複合的な要因が多分あって、様々なご事情もそれぞればらばらだから一言では言えないというのはそのとおりだと思うのですけれども、2つだけ教えてください。メンタルヘルスのところで、昨年度も小学校の先生がやはり休職者の方が多いというところで、今回この赤い吹き出しで「小学校教員の休職者数が多い」といったことがわざわざ指摘として、分析として書かれているのですけれども、なぜ小学校が多いのか。推測はいろいろできますけれども、そこをもう一度、申し訳ないですけれども、中学校と比べると小学校が多いのかということ。

それと、先ほどの不登校のとき、いじめのときの資料の中で、1,000人あたりというような国の平均との比較というのが出ていましたけれども、いわゆるその全国的な傾向と比べて、品川区がどういう位置にあるのか。多いのか少ないのか、また、同じようなトレンドというか傾向があるのか。その辺りも教えてください。

○中谷指導課長

2つご質問をいただきまして、まず1つ目ですけれども、小学校教員の休職者が多い理由というところなのですが、今年度から、先ほどもご案内させていただいているいじめに関する施策を打っております。新規事業として純増の事業となっていて、例えば今教員の中から声として聞こえているのは、ダイケンという毎日タブレットを使って入力していくようなアンケートがあるのですけれども、こちらが例えばなので、小学生と中学生で同じものを行った場合に、ログインですとかIDやパスワードを入力するというような作業が、中学校ですと比較的タブレット操作に慣れているので、担任の先生の手助けというのが、小学校と比べて必要ではないという現状があるのですが、小学校ですと、低学年のお子さんでやはりタブレットを自分で操作するでなかなか時間がかかるというところがありまして、そこに毎日やる作業の中で一定の集団を一人の先生が見ることが大変厳しいというような、これはもうお声としていただいているところです。

そのような、7時間45分の勤務時間の中で5分から10分程度そういった取組が毎日発生すると。これはもちろん大事な取組なのでやっていくのですけれども、そういったところで物理的に一つ仕事が増えてしまったということに対する教職員への手当またはサポートというのは、一定必要であると考えております。

その関連から申し上げますと、今ご紹介させていただいたエデュケーション・アシスタントという副担任相当の会計年度任用職員が、ちょうどその取組には合致していて、とても正規の教員にとってありがたい方ということで、非常に良い評価もいただいているところなので、こちらを拡大配置をしてい

くというところを一つのロードマップとして、今持っているところであります。

それから、2つ目の全国的な傾向というところなのですけれども、割合で申し上げますと、小学校と中学校を比較しまして、中学校が全国平均よりも下、そして小学校については全国平均よりも高い数字となっております。

○あくつ委員

分かりました。すごく具体的にイメージができるような形で教えていただきました。ありがとうございました。ちょっと一旦ここで終わります。

○田中委員

教員不足の現状と課題のところの確認をさせていただきたいのですけれども、一番左の欠員状況、この数字はここにも書いてあるように、病気ですとか産休の欠員のうちの臨時任用とか講師の方で補充されていない人員ということなので、逆に言うと、実際は休職されている方はもっと多くて、でも、それに対して臨時任用の方とか講師の方によって補充された方もいらっしゃると思うのですけれども、そこも含めるとどういう状況なのかということ。あと、今度逆に一番右の、今あくつ委員が触れられていたメンタルヘルスが原因の休職者の方々の数は、ちょっとここには書いていないのですが、一番左の欠員状況の中にはメンタルヘルスの方の分は入っていないという捉え方で良いのでしょうかということと、併せて聞いてしまいますが、一番左の欠員の補充されない部分、要は臨時任用とか講師などの方で補充をするわけですが、これは都の責任という言い方も言い過ぎかもしれませんが、都が行うべき任務なのか、区が自らの何というんですか、予算の中で確保しなくてはならないものなのか、そこを確認させていただきたいと思います。

○中谷指導課長

まず、欠員状況のこの数字の見方なのですけれども、欠員というのがいかにして発生するかと申しますと、病気休職、それから産育休代替、そして退職者と主にこの3つが出てきたときに発生する、つまりこの方々が発生されると、必ず補充をするというのが東京都の考え方になっております。例えば臨時的任用教職員であったり講師であったり、こういった方々を補充していくわけなのですけれども、どなたも配置されておらず、学校の中でこの一人いらっしゃらない部分を残りの方々でカバーしているという人数が、今ご覧いただいているこの20名ということになっております。当然のことながら、配置されている方々というところもちろんございますので、そういったところで申し上げますと、もっと人数としては多くございます。

基本的には、これは東京都教育委員会の示す基準に基づいて行っているところなのですけれども、実際にやはりこうやって人を確保したくても難しい状況があるので、補充をしていくために、私たちのほうでは区費講師と言いまして、区でこちらの費用を負担をさせていただくような教員を充てていく場合もございます。

この欠員状況の中に書かせていただいている数字の中に、メンタルヘルスが原因の休職者の方も当然含まれていると考えていただければと思います。

○田中委員

欠員に対する補充は都の考え方の下で行われているというお話であります。その割合を確認したいのですけれども、都は欠員が20人なのですが、実際それ以上の方が欠員となっていて、でも区の考え方で補充されていますと。その補充されている人数と、実際に欠員となっている人数の割合、要は都が一生涯懸命やっている結果であってまだまだ20人足りないという状況なのか、都は都でなかなか大変でそ

こまで補充し切れなくて、結果20人という数字になってしまっているかという、その都の対応状況はどうかというのを確認したいのですけれども。

○中谷指導課長

この10月1日時点ということで考えていきますと、まず、病気休職でお休みをされているという方が、令和6年10月1日現在で32名いらっしゃいます。それから、産休代替の中の、今手元にあるこちらご覧いただいている育児休業の取得者については、ご覧いただいているとおり87名いらっしゃいます。それから、退職者については参考でお示しさせていただいている合計9名です。なので、申し訳ありません、産休の方だけ今人数が出ていないのですけれども、おおむねこの合算させていただいた数がお休みを取るというような、または辞められるというような方ですので、トータルで申し上げると大体そのぐらいの数で、年度当初は比較的配置がスムーズに促進されていく現状があるのですけれども、年度途中にこういった状況が発生したときに、なかなか補充がすぐに体制を取ることが難しいという状況がございます。

○田中委員

そういう意味では、都は都でその辺は頑張っているけれども、また年度の途中なのでなかなか急には人員確保がということの結果として、20人が欠員状態になってしまっているのかなという印象を受けました。

先ほど少し触れられていたその区費講師の方がいらっしゃるわけですが、そもそもは区で負担をした教員の方を採用するのは、より品川に密着してもうほかの区には行かずに、ずっと品川に根付いて品川の教育に専念していただきたいという背景もあったと思うのですけれども、こういう欠員の方を区費で補うというのがその区費講師というお立場の方なのか、臨時の一時的な採用ということになってしまうとなれば、なかなか区費では難しいのかなとも思えるのですけれども、先ほどの区費講師の方の位置づけと言いますか、臨時的に短期間の補充のためという意味ではないということでしょうか。そこだけ、すみません。

○中谷指導課長

まず、先ほどご質問の補足になるのですけれども、産休代替の数が出ましたので申し上げますと、産育休全て合わせた数になりますけれども、小学校と前期課程が74名、それから中学校と後期課程については20名です。

区費講師の役割というところなのですけれども、こちらはもともとはやはり区の施策を進めていただくというところを、第一の目的として進めているのですけれども、もちろんそれは前提とした上で、学校の中で補充しなければならぬような状況が発生したときには、やはりその品川区の教育が進まなくなってしまうので、そこにもし人がいらっしゃればというのが今の現状なのですけれども、採用させていただくというプロセスを取らせていただいています。

○西村委員

まず、働き方改革としての取組ということで、始まったばかりではありますが、不登校巡回教員について、もう少し現状と評価を伺いたいと思っております、どのように巡回をされていて、現場からどのような教員の方々の声が上がってきているのか、お聞かせいただければと思います。

○中谷指導課長

不登校巡回教員ですけれども、こちらは品川区の不登校生徒の支援等を行うということをまず役割としまして、ご自身が所属している学校だけでなく、他校にも相談を受けたり必要な助言をしたりという

ことで、生徒とつながっていないお子さんへの解消ということを達成していくようなものになっております。

今年度から新規ということで、拠点校を豊葉の杜学園としまして、その不登校巡回教員が、巡回校として浜川中学校、富士見台中学校、八潮学園、品川学園、この4つの学校を毎週1回巡回という形で訪れながら、学校の中で行われる校内支援委員会などで参加をさせていただいて、その巡回教員が持ち合わせている情報の中から、例えば優良事例とか良い支援の取組方をお話しさせていただいたりですか、逆にその学校でうまくいっている取組を聞かせていただいて、他校と共有させていただくというようなパイプ役とか、一つの学校でうまくいっていることについては、区内で共有させていただくという前提の下に取り組んでいただいているものになります。

今、経験年数としては若い方に担っていただいているような状況がございまして、ご本人にとっても、お子さんをどうやって支援するのかというようなところの非常に勉強になっているという声を聞いております。また、これは都の事業でございまして、都の教育委員会が定期的に連絡会などを開いております。また、各地区に今おります不登校対応巡回教員に対して、サポートをしながら事業を進めているというものになっております。

○西村委員

よく分かりました。学校の中だけで解決を導いていくのではなくというところで、いろいろな知見が合わさっていくと、私たちもご相談を受けることがすごく多いので、ぜひまた改めての機会でご共有をいただきたいと思っております。

あと、この中にはないのですが、教員の負担ということで考えると、最近区内でも外国籍のお子さんが増えてきたなという実感があります。聞いた話ですがポケトークを活用して、スマートフォンで先生ご自身が足りない言語のところを補っているというお話も聞いたことがありますし、授業の準備でしたり配布資料の作成などが、先生方のご負担になっているのではないかと考えていますので、その辺りの現状と課題があれば、すみません、この資料の中にはないのですが、お聞かせいただければと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

日本語指導が必要な児童・生徒への対応ということで申し上げますと、山中小学校と八潮学園の中に日本語指導教室を設置しております。昨年度までは山中小学校1校だけだったのですが、今年度から2拠点に拡大をしております。昨年度は利用者が99名おりました、定期的な日本語指導を行ってまいりました。また、校内の対応ということですが、やはりなかなか日本語が分からなくて授業についていけないというようなお子さんも一定数おりました、そういうお子さんたちはこの日本語指導教室のほうに定期的に通っているという状況になります。

また、保護者の方でもなかなか日本語が通じなくて、面談をするにもなかなか意思疎通が担任と図れないようなケースもあります。そういった場合には、教育総合支援センターのほうで通訳のタブレット端末の用意がありますので、そういったものの貸出も行っているところです。こちらの活用は実は少なく、昨年度も1件のみだったのですが、そういったことでの支援を行っているのが現状でございます。

○西村委員

やはりすごく多いという印象だったのですが、先生の現場でのご負担ということが今回テーマでありますので、ちょっと伺いたいことはいろいろありましたが、教員の負担ということで考えると、

例えばそういった外国籍のお子さんがいらっしゃるクラスには、さっきちょっと言いかけたポケトークを先生方にお渡しするとか、何か言語のサポートが、先生方がお仕事をしやすくなるような対策というのは取れないものかと、お伺いして思っています。

もう一点最後に伺いたいの、もう一枚のほうの支援が必要な児童生徒・家庭への対応という文字がありまして、教師の業務だが、負担軽減が可能な業務というところの⑭番でありますけれども、午前中にも少しお話をさせていただいたのですが、支援が必要な児童・生徒とご家庭へのご対応が、教員の負担軽減にいろいろな方のサポートが入ることで、より可能になるのではないかと考えていまして、不登校支援にもつながりますけれども、学校側がご家庭の事情だったり家庭の中に入り込めないという難しさを私自身も感じています。午前中にHEARTSのほうが家庭訪問しているというお話もありましたけれども、もう子育て支援、親支援として子育て家庭支援センターが積極的に介入するということはできないかなと思います。

もちろん、その保護者の方が望んだらというのはあるかもしれないのですが、人に頼れないとか自分から助けてと言うことができないような保護者もいらっしゃると思いますので、例えば不登校で言えば、30日たてば、もう子育て家庭支援センターのほうから「お母さん大丈夫？」というふうに電話が行くとか、何かこう連絡が来ることで、今、チームで学校全体で動こうとしても、どうしても担任の先生お一人が窓口になってご対応が偏るといふ負担になっているところがあるかと思っておりますので、そういったサポートの体制の整備ができないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長

支援が必要な児童・生徒とご家庭への対応ということで申し上げますと、支援にも様々な支援の形態があるかと思えます。必要な支援も様々ございます。一つ不登校で言えることは、機関としては教育委員会の中にはHEARTSがございますので、不登校の相談がかなり増えているという状況もありますので、そうした支援は行っているところです。

やはりそこにスクールソーシャルワーカーもおりますので、必要に応じて関係機関との連携も行っているところがございますので、校内での支援と併せて教育委員会、様々その他関係機関からの支援というものも併せて、教員の負担軽減につなげていければと考えております。

○高橋（し）委員

今の現状の課題ですね、教員の不足と、あとサポート体制が整理されているので、大変分かりやすかったです。

質問は2つで、1つ目は、2枚目のほうにも人的な支援とか指導体制の工夫とあって、教員以外の方たちを含めた様々な方が学校の中にはこうしてお仕事されていて、いわゆるそのマネジメントというか、管理職の先生方がこれらの人たちを、今までは教員とあと多少事務職員の方がいらっしゃって、そういう方々とまとめればよかったですけれども、もう少しずつ増えてきてこれだけの状態になっているので、管理職の方のその学校マネジメントについては、今までとまたちょっと違ったスキルが必要になってきているのではないかと思うのです。

ですから、なかなかそういうことに関して習得というか、研修等はあるのでしょうかけれども、難しい側面があるのですが、その点について、いわゆる管理職の学校のマネジメント・運営についてのスキルアップについてはどのようにお考えになっていて、教育委員会としてどのようなフォローをされているのかお尋ねします。

○中谷指導課長

お話しいただいたとおり、これだけ会計年度任用職員等のスタッフの方が増えてきて、正規の教職員と協働しながらやっていく学校というところでは、以前のほとんど教員だけで構成されていた職場とはもう大分異なる様相になってきているということだと思います。そういった中での管理職のマネジメントとなりますと、やはり職員と職員をどうつないでいくか、どう協働する体制にしていくかというところだと思います。

その中で言うと、やはり学校地域コーディネーターについては、非常に早い段階から品川区の学校に入っていて正規の教員の方とどういうふうの一つの事業だったりプロジェクトと一緒にやっているかというようなところで、教育委員会として年度初めに人が入れ替わった最初のスタートの時点で学校の中で会議を行いまして、年間を通じてどのような教育活動があるのか。そこに対して、正規だったり、会計年度の方だったりということをやまず取っ払った上でどういう仕事が必要で、それを今度どういう分担で皆さんが担って1年間を進めていくのかというようなことを、しっかり共通理解するというような会が様々な学校を見ていく中で非常に必要な取組だと思いましたので、校長会のほうにお話をさせていただいて、必ずどの学校もそういった共通理解の会議を図るよというようにということでお話をし、進めている状況がございます。

これがやはり迷わずできるというような課題解決につながっていますので、続けていきたいということと、今この学校地域コーディネーターだけでなく、職種も含めて様々な方々がいらっしゃっているので、そういったところを管理職のほうできちんと最終的に一人一人役割分担を担ってそこを理解していただいて、早いスタートを切るというようなところを働きかけていきたいと思っています。

もちろんそのためにはきちんと人を確保していかなければいけないということがあって、4月1日の時点でやはりやっていただきたい方がそこにいらっしゃるという状況になるように、準備の段階から、人を採すというところも含めて調整をしていくというところも大変重要なところとなっていますので、この辺りはやはり教育委員会と管理職で連携を密に取りながら、人材の情報の交換であったりというところをしっかりとやっていきたいと思っています。

○高橋（し）委員

一つの学校の例をお話しさせていただいて、共通理解を取っていくというのは非常に大切で、今、大変すばらしい取組だと思います。こういう言い方をすると大変失礼になるのですがけれども、副校長補佐とかエデュケーション・アシスタントの方々は教員ではないので、教員でない方に教員である校長先生とかと一緒に頑張っていこうと言うのは大変不得意というか、なかなかやりにくいというか、やり慣れないと言ったらいいか、そういうことがあります。これは校長先生とか管理職の先生方のスキルに立ってくるのですがけれども、価値基準というか、そこが違ったりすることもあるので、先ほどお話あったように価値基準も含めて共通認識を持っていただいて、学校のためということをやっていただいて、もしこれらの外部の方の能力が発揮されれば、今までにない形で学校の運営がうまくいくと思いますので、ぜひ職種の違いがあることの困難さを何とか乗り越えて、お話あったようにうまく運営していただきたいと思います。

今、課長がおっしゃったような形を広めていくということなので、それでちょっとまた校長先生の仕事が増えてしまったらしょうがないのですがけれども、そういったことも含めて管理職の方々のスキルアップをお願いします。

もう一つの確認は、不登校巡回教員について、これは加配をしていったところの分がこの方で決まったのかということの確認で、つまり例えば豊葉の杜学園は不登校の加配が1名あって、その学校だけ

だったけれども、これを不登校巡回教員という形で5校巡回というふうにしていっているのかというところが一つ。

中学校が十数校あるので、このままあと数人、数校拠点ができればこの仕組みができるのですけれども、東京都のほうに品川区のほうから働きかけて、人的配置をお願いしていくという仕組みになっているのか。もしそうだとすると、品川区としては前のモデル実施を東京都で幾つかやったときに、必ず品川区では幾つかやって、それを広げていく先鞭をつけていただいていると思うのですけれども、この不登校巡回教員も東京都としては拡大していく予定だとは思いますが、その点を確認させてください。

○中谷指導課長

まず、最初の副校長補佐やエデュケーション・アシスタントですけれども、やはり今ちょうど始まったばかりではありますが、それぞれご活躍いただいている範囲というのが、非常にここまでやっていただけるのだというような発見もあれば、逆にこういうことをやっていただきたいというようなことに気づく場面もあり、そういったところをきちんと整理をしながら、役割を明確にしていくというところを引き続きやってまいりたいと思っています。

それから、不登校巡回教員ですけれども、こちらは以前不登校加配と呼ばれていたものは一度終了となっております。それと同時に新しくこの巡回教員の事業が立ち上がったという経緯となっております。ですので、豊葉の杜学園がもともとから加配があった学校というわけではなく、新たに拠点校として指名させていただいたところになっていきます。

これからなのですけれども、やはり東京都教育委員会としては、この不登校施策に非常に重きを置いて広げていきたいと考えており、これに品川区としてもしっかり応えていきたいと思っているので、今年は1校の拠点校と4校の巡回校ということでやっておりましたが、次年度以降はこれを拠点校3つに敷いて、残りの学校全て巡回校という形にして、中学校と義務教育学校後期課程については全校展開というような形で広げていければと思っています。

○高橋（し）委員

巡回教員のほうを、今お話あったように東京都の力も借りてですけれども、広げていくという話を伺えたので、この今現状の良い仕組みを広げられるということで、大変期待しています。

最後ですけれども、先ほどのいろいろな人材は東京都のお金でやっているのもあれば、品川区のほうでやっているのもあるということで、別の方の一般質問にもありましたけれども、待遇が実は違うわけです。待遇というか何というのか、東京都のほうが比較的報酬は高いけれども、品川区のほうを追いついていないような職種もあるというふうなこともあるので、そのところで、できるだけ区費の教員が東京都の教員と同じような形で待遇していただいているのと同じように、都費で雇っているこういった協力している方と、区費のほうでやっている方との待遇というのをなるべく近づけて、どれがという話はちょっと控えさせていただいて、この辺については質問してもいいのでしょうか。お願いします。

○中谷指導課長

ありがとうございます。例えば副校長補佐を挙げさせていただくと、こちらは今46校の全ての予算を取らせていただいているのですけれども、一部は東京都の補助で行っている学校で、一部はそこでは足りていなかったもので、区のほうでやらせていただいているということで、私たちとしてはもう全校に広げていきたいというのが急務であると思いましたが、都の費用と区の費用とで合わせてやらせていただいているということがございます。

先ほどご指摘いただいた、区で行っている会計年度任用職員のほうの待遇というところですが、

こちらについては様々、主管である人事課のほうと連携させていただいて、きちんとした見直しというのを随時やらせていただいているので、それをしっかり反映できる場所はすぐにも反映していきたいと思っております。

○山本副委員長

では、私からも質問させていただきます。まず、分かりやすい資料をご用意いただきまして、ありがとうございました。それから、説明もありがとうございます。理解が進みました。

まずお聞きしたいのが、働きやすい環境づくりというところで、先生方のデジタル活用、デジタル環境についてお聞きしたいと思います。先日の関連する一般質問において、先生方目線での仕組みの構築と運用ができていくかという質問、再質問のところで、現時点において教員の方が作業する場でアクセスしやすい仕組みがあって、本区にとって最適な環境が整っているとのことご答弁がございました。これは質問の内容、仕組みの構築と運用ということも含めての再質問のところでもそのようにおっしゃられました。その点、改めてご質問させていただきたいと思っております。

現在、最適な環境が整っているとご判断いただいたのは区のどなたなのかということと、いつの時点までのご判断になるのかということと、その裏づけとか根拠ですね。例えば教職員向けのアンケートですか、調査分析、それから他自治体との比較検証とか、こういった根拠を基にそのようにお考えかというところをお教えいただけますでしょうか。

○中谷指導課長

品川区では、やはりコロナになりましたときに、これはほかの自治体とも同じですけれども、前倒しをしましてGIGAスクールを推進ということで、タブレットを導入してということをいち早くさせていただいた経緯がございます。

品川区で使っているこのiPadですけれども、非常に導入当初から使い勝手がいいということで、評価を高くいただいております。その根拠としては、私もこの品川区でお世話になる前は他自治体におったのですけれども、会社は違えども同じようにタブレットを配られるわけなのですが、なかなか教員も子どもたち同時に一斉に立ち上げて、同じところにアクセスしたりというような、こういう授業の中で行っていくスタイルに、なかなかインターネット環境がついていかないというようなことがありまして非常に苦労して、何のためにこのタブレットを開いているのか分からず1時間が過ぎてしまうみたいな時代もかつてありました。そのような中、品川区ではこのiPadにはきちんとLTE環境が整っていて、Wi-Fiだけに頼らなくても活用ができるということが本当に素晴らしいと思えました。

そういった中で、今、数年たつ中で、子どもたちは非常にiPadを使いこなしながら思考整理ができたりですか、そこに教員も一緒に伴走するような形で一緒にiPadを使ってということで、研究も一定程度進んできて今に至っているかなと思っております。

そういった意味では良い事例というか、こうやって子どもの学びや表現力というのを深められるのだということをしっかり全校で共通理解しながら、またさらに進めていくというようなことが大事であるかなと考えているところです。

○丸谷教育総合支援センター長

GIGAスクール端末については今の説明のとおりでございまして、そのほかにも、教員が使用するコンピューター、様々なネットワーク環境がありまして、1つはホームシステムと言って、児童・生徒の成績処理であったりとか、個人情報扱うような庁内のグループウェアと接続されるようなもの、それからiPad、授業等でも活用するもの、それから教材系のパソコンと言って先生方が教材のプリン

ト等を作るような、そういった環境がそれぞれありますので、それぞれの仕組みの中でそれぞれの共有フォルダがあり、必要な情報をそこから取り出して活用すると。そういった意味で、今の品川区のシステム上、最適な環境にあると教育委員会としては捉えているというところがございます。特段調査分析をしたりですとか、他自治体との比較というのは行っていませんけれども、現在品川区が取っているシステムの中では、その中でできる限りの仕組みは構築できていると考えております。

○山本副委員長

まず1人1台端末のところですけども、私も子どもたちに1人1台端末があつて、Wi-Fiでつながる環境が用意できているということは、非常に良いことだと思っております。今回、次の更新のタイミングもございますので、引き続き充実したものを選定いただきたいと思います。

ご説明いただいた中で、校務システム、iPad、教材それぞれの仕組みの中でフォルダがあつて、それぞれ必要な対応をされている。「今のシステム上で」という前置きがございましたけれども、では、今のシステム上でないとなれば最適ではないということなのかということで、ちょっとここは細かいのですが、正確な理解をしたいということでお答えいただきたいのと、最初にご質問したところの繰り返しになって大変恐縮なのですが、ご判断というのはどなたがされているかというところで言うと、区を代表してご回答されているということで言えば、区長であったり教育長がそういうご判断をされているということでもいいのかということをご確認をさせていただきたいと思っております。

裏づけや根拠というところはないということですが、ほかとの比較はしないけれども、今のシステムとしてはベストだというようなご認識であつて、ほかと比較したときにはどうなるのかというところで、ちょっとご確認をさせていただきたいというところがございます。

○こんの委員長

恐れ入ります、副委員長の今の質問は、質問されてからで申し訳ないのですが、今回の所管事務調査のテーマからちょっとかなり拡大した話になってきているかと思っております。

○山本副委員長

この後つながっていきます。

○こんの委員長

そうですね。かなり広がり過ぎてきたなと感じたので。

○山本副委員長

承知しました。収束するような形での質問にちゃんと納めたいと思っております。

○こんの委員長

お願いしたいと思います。

○中谷指導課長

教育委員会ですので、判断としては教育長のご判断というところになっております。

○柏木学務課長

システム、他自治体との比較ですけども、品川区は大きくは学校事務システム、こちらは就学、転出入ですとか、学籍、給食の管理、私費会計等を主に行っているシステム。あと、先ほどありました校務システム、子どもたちの成績管理、出席管理、指導要領と、あと教材系で先生たちの教材開発ですとか、授業の中で子どもたちに教材を提供するもののシステム等がございますが、ここまで整備している自治体というのは非常に少ないです。ほかの区、ほかの自治体からも問合せ等をいただいておりますので、そういう意味ではここまで整備している区としては、品川区はトップクラスだろうと考えてござい

ます。

○山本副委員長

教育長のご判断ということで、回答ありがとうございました。

それから、ここまで環境が整っている自治体はなかなかないということで、これもご説明ありがとうございます。私もこのような i P a d があり、それでそれぞれインフラがあるということは、とてもインフラとして充実しているのかなという印象を持っております。

ここからちょっと中身のところに入ってくるのですけれども、一方で使い方というのがすごく大事なのではないかと考えております。先生の働き方改革、これはいかにこれまでお話ししてきた様々な事業、負担がある中で、それをいかに軽減するかということでございまして、それに大きなつながりがあるから、ちょっとこちらでご質問させていただく次第です。

今日の答弁の中でも、いじめ防止に関する事例の共有、それからオンラインで授業を行う好事例の共有のところで言うと、自主校長連絡会で共有を図るということでございましたが、これはデジタルで共有を図っていただくほうが恐らく効率的かつ効果的なのではないかと考えております。デジタルだけではなくて、リアルな機会でも説明をして共有していただいた上で、デジタルの機会でも併せて共有するというのがより効果的なのではないかと思っております。

行政視察で枚方市に行った際に、そのご担当の方からちょっと伺った話なのですけれども、校長先生との集まりの会でも説明をするけれども、それだけでは、場合によっては校長先生から各教師の方に情報が下りていかないケースがある。そういったことから、同時進行、両方双方向でやるのがとても有効だというお話をお伺いしています。そして、教師の方はとても忙し過ぎるので、なかなか情報も処理し切れないというところがあるので、プッシュ型通知でやるというのが有効だという話でございました。なので、そのように先生方が忙しい中でも情報を受け取りやすい環境づくりというのが有用なのではないかと思っております。

他自治体よりも政府よりも先行しているその整備の環境があるということなのですけれども、その使い方というのがすごく大事なのではないかと考えますし、それぞれ3つある、それぞれというところで言うと、やはりどれをどう使っていいのかという複雑なところもあるのではないかと考えます。先生方目線での使い方があるのかなと考えてございます。

それから、情報の蓄積というところで言うと、自主校長連絡会でお伝えしたものをどう取っておくかというところが話としてあると思います。例えば校長先生、副校長先生、先生方が入れ替わったらどうするのかということ。それから各学校での資料の保存が悪かったらどうするのかということと、適時適切に情報を取り出そうとしたときには、デジタルで保存しておいたほうが良いと思いますし、分かりやすいデジタル保存がされていることが、取り出しやすいポイントになるのかなと考えております。

先ほど今日のご説明の中で、不登校支援といじめ対策の報告のところにもちょっと戻りますけれども、職員の方の負担軽減のために、各学校で学校いじめ対策委員会を設けており、そこで様々な方々に相談をする機会があるということで、不登校支援を担任任せにすることなく、学校組織の中で支援をしているということでしたけれども、学校の中だけにとどまるというよりは、その学校を越えて横のつながりがあること、情報が取れることやコミュニケーションが持てることがとても有効ではないかと考えております。

先ほどあくつ委員からもご質問等ございましたけれども、新任や経験が浅い人がどのように知識をつけていくか、乗り越えていくかというところで言うと、学校内だけよりは、それ以外のつながりがあ

ることがとても有効であると思っております。私が会社員のとき、若い頃ある支店で勤務をしておりましたけれども、その先輩・後輩関係がありましたが、やはりそこだけではなく、横、それ以外のところに聞ける、それから情報があるというのがとても効果的だったというところがございます、職場の周りの方々はやはり忙しくてなかなか聞けないとか聞きにくい状況だったりという中でも、そういう情報整理がなされたデジタル上に情報がうまくあったりすれば、効率的・効果的にキャッチアップができるというので、それがすごく大きいのではないかと思います。やはりそのポータルサイトの知見の蓄積は偉大だと、そのとき感じた次第です。効率的な業務をする上で、ナレッジ共有というのは民間企業ではとても重要視されておりまして、ぜひとも参考にしていただきたいと思います。

昨日の行政視察の報告会でも、枚方市の教職員用のポータルサイトがとても良いというご意見を言われた方が複数いらっしゃいました。私もそう思っております。改めてお聞きしたいのが、現状のシステムの中で最適だというご回答でしたけれども、さらにこの仕組みをどう生かすかというところで言うと、仕組みの構築というところで言うと様々よりよくしていく余地があるのではないかと思うのですけれども、改めてご見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長

私からは、横のつながりというところでの答えをしたいと思います。

例えば初任者ですとか、2年次、3年次の教員についてはその対象の研修会がございますので、その中でお互い同年代の教員が情報共有をし合ったりですとか、お互いに初任者ならではの悩みをお互いに相談したりとか、そういう場ということは設けられております。

また、生活指導主任会は、学校の核になる主幹教諭級の教員の集まりですので、実際の不登校やいじめの対応、生活指導上の諸課題について情報共有をしながら、良い事例ですとか実際に今現状困っていることですとか、そういったところの意見交換、共有が図られているところがございます。

また、自主の校長会でも、それぞれ区の施策であったりとかその実施に向けて、他校ではどのような進め方をしているのか、そういう情報共有の場を月に一回設けておりますので、そういったところでの情報共有が図られているという認識でございます。

それから、顔を合わせるものと、デジタルでの共有というところですが、例えば校長連絡会で様々な資料提供を各課からしておりますけれども、そのiPad内のTEAMS上に全て資料は載せておりますので、これは人が入れ替わっても過去の資料を遡れるような仕組みというのが今整えられておりますので、そういったものも活用しながら、新しく品川の校長先生になられた方も過去を遡って、現状として区がどのように進んでいるのか分かるような仕組みが整えられていると考えております。

○中谷指導課長

補足になりますけれども、今、学校の中で働きやすい環境づくりの視点でデジタルがどう進んでいるかというところです。やはりここ数年でペーパーレスというのももちろんなのですが、かなり、会議をやるために事前にペーパーではなくデータをシェアして、それを必ず見てから当日の会議に参加するとか、それが時間の短縮にもなるしペーパーレスになるしというようなところで、少しずつそれが広がって、それがやりやすいなというところで定着しつつある時期ではないかと思っております。

ただ一方で、お話しいただいたとおり、やはり対面というのも非常に大事でして、教職員は子どもたちとも対面で接しますけれども、教員同士の同僚関係を築くためにも、やはり一定の時間きちんとコミュニケーションを対面で取るというのは、非常に自分の経験からもとても重要なところかなと思っておりますので、その意味では先ほどのリアルとデジタルというところをいかにうまく学校の中でつくってい

くかと。そこが校長先生としてのマネジメントにもなっていくのかなと思っております。

○山本副委員長

リアルも否定は全くしておりませんで、リアルも大事だと思っております。そして、リアルとデジタルをやはり有効に活用していただきたいというところでございます。自主校長会でTEAMS上に載せているということ、もちろんそれで良いと思っておるのですけれども、それを、ではほかの教職員の方にどう効率的に伝えていくかというところのひと行程入るところも含めて、最も効率的なあり方というのは、多分今のクラウド共有フォルダ、それからTEAMS、そう言ったもののあり方として、ほかの事例も踏まえてさらによりよいやり方についてのご検討をお願いしたいというところでございます。

生成AIを校務に活用するというところについても効率化につながるのではないかという意見が、昨日の行政視察の報告会においても複数の議員から述べられていましたので、やはり働き方改革というところでさらにこういったデジタルの活用というのは余地があると思います。デジタルの進化は日進月歩でございますので、そういったところもぜひ教育委員会のほうで主体的にご研究をいただいて、取り組んでいただきたいと思っております。

デジタルに関するところは以上でございますが、続いて、よろしいですか。

○こんの委員長

まとめていただけますでしょうか。新しい質問ですか。

○山本副委員長

そうですね。幾つか新しい項目があるのですけれども、申し訳ございません。

そうしたら、少々長くなりまして誠に申し訳ございませんが、まず学校地域コーディネーターですけれども、先ほどほかの委員からもご質問があって、ご答弁もいただいておりますが、こちらは教育職員の働き方改革、業務軽減というところで役割はとても重要であると考えてございまして、こちらの地域コーディネーターの方の皆様の情報共有の仕方というの、やはり効率的に進めることが教職員の皆様の負担軽減につながるのかなと思っておりますので、この統括地域コーディネーターの方から各学校地域コーディネーターの方への連絡のところは、クラウド等で情報をご共有されている、クラウドもあってというところで理解はしてございますが、学校地域コーディネーター間の情報共有のところと言うと、やはりそういったデジタルを活用していくというのがさらなる効率化につながるのではないかと、ぜひ進めていただきたいと思っておりますので、その点をまず1点。

それから、続いて教職員の負担軽減というところで言うと、学校支援ボランティアをたくさん呼び込んでいくということが負担軽減につながると考えてございまして、これも様々役割がある中で、これを各学校ごとの役割を調整していくという役割はちょっと大変なのではないかなと思っております。こういったところは、やはりシステムを活用していくということが効率的になると思いますが、区の中で言えばデジタル推進課等、知見のある方がいらっしゃいますので、ぜひそういった知見のある方にご協力をいただいて、そういったデジタルプラットフォームづくり、もしくは簡単に情報が見えるような形にしていこうというのをしてはかがかと思っておりますが、ご見解を伺います。

エデュケーション・アシスタントについてですけれども、学校の職員の方の負担軽減ということで、様々な方々にサポートしていただくというのはとても良いことだと思っております。ぜひ進めていただきたいとこれまでも申し上げておりますが、今回さらに拡充をしていく方針だということととてもうれしく感じておりますが、こちらは都の独自職員ということですので、やり方としては都に加配を要求

していくか、区独自の予算で区独自で配置していくかということだと考えますけれども、どのようにお考えかということでお教えてください。

○中谷指導課長

3点いただきました。

まず、学校地域コーディネーター間の情報の共有というところにつきましては、本会議の答弁のほうでもさせていただきましたクラウドをしっかりと活用するというのと、やはりコーディネーターの方も経験の差がかなりある状況ですので、先輩の方から後輩の方々へですとか、また後輩の方々からご相談を先輩に届けたりですとか、その辺りはやはり対面のことも大事だと思っていますので、連絡会の効果的な運営というところとセットで進めていきたいと思っています。

それから、2つ目のボランティア養成講座ですけれども、こちらもちょうど昨年度から始めて2年目を迎えております。年々ボランティアの方がたくさん集まってきて活性化している状況がありますので、こういった方々をいかに生かして学校現場の中で活躍していただくかというところ、統括コーディネーターはじめとしまして、教育委員会全体で考えて進めていきたいと思っております。

最後に、エデュケーション・アシスタントですけれども、こちらもお話しいただいたとおり、拡充の方向で考えております。東京都の補助というところと、やはりそこでは足りないところについては区の補助が区の予算でできるかということも含めて、検討しているところでございます。

○山本副委員長

学校地域コーディネーターのリアルもとても大事だと思っております。ぜひリアルも進めていただきながら、デジタルを効果的に使っていただいて効果を上げていただきたいと思っております。それから、エデュケーション・アシスタントもご説明ありがとうございました。ぜひ進めていただきたいと思っております。ちょっと長くなりました。失礼いたしました。ありがとうございました。

○この委員長の

ほかにございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で所管事務調査を終了いたします。

4 その他

(1) 所管質問について

○この委員長の

次に、予定表4その他、(1)所管質問についてを議題に供します。

昨日の委員会において、田中委員、高橋しんじ委員、山本副委員長の3名により、今定例会の一般質問にかかわる所管質問の申出がございました。

このうち、田中委員の質問項目については、高橋しんじ議員の一般質問のうち、「教育について」の項目から「教育委員の任命、教科書採択について」でございます。

また、高橋しんじ委員の質問項目については、えのした議員の一般質問のうち、「子育て支援について」、新妻議員の「ベーシックサービスの具体化について」の項目から「給付型奨学金の給付について」、および石田秀男委員の一般質問のうち、「区の財政について」の項目から「義務教育施設整備基金積立のこれまでの状況と今後の見通し、学校改築との関連について」でございます。

また、山本副委員長の質問項目については、えのした議員の一般質問のうち、「子育て支援について」、新妻議員の「ベーシックサービスの具体化について」の項目から「給付型奨学金の想定人数・目

的等について」、および高橋しんじ議員の一般質問のうち、「区立中学校の生徒による主体的な取組について」の項目から「好事例等の共有について」でございます。

進め方でございますが、初めに田中委員の質問および理事者の答弁等を行い、その後に関連する高橋しんじ議員と山本副委員長の質問「給付型奨学金について」、その後、高橋しんじ委員の質問「義務教育施設整備基金積立のこれまでの状況と今後の見通し、学校改築との関連について」、山本副委員長の質問、「区立中学校の生徒による主体的な取組に関する好事例等の共有について」について行っていただきます。なお、高橋委員、山本副委員長におかれましては、項目が2件となるため、1件ずつ所管質問をお願いいたします。

これより所管質問を行います。申し出をした委員以外の方も議論に加わることができますので、よろしくをお願いいたします。なお、本日の質問につきましては、文教委員会に係る項目についての所管質問でありますので、ご留意をお願いします。

それでは、改めまして、1件目の田中委員の所管質問について、本会議の質問の繰り返しにならないような形で質問をお願いいたします。

○田中委員

それでは、本会議一般質問についての所管質問を行わせていただきます。

私は高橋しんじ議員が行われました、教育委員の任命に関連する内容についてお伺いをしていきたいと思っております。大きくここは2つの視点があると認識をしております、1つは任命同意です。教育委員の方について議会として任命同意をするにあたり、区長側からの情報提供のあり方について、それともう一つの視点は、教育委員の方の役割についての視点からのお伺いをしていきたいと思っております。

まず1つ目の任命同意、区議会で教育委員の方の任命を、まず区長から推薦があり、それに対して議会で同意をするという典例になっておりますが、これまでは私の認識というか思いとしては、区長が責任ある立場で教育委員の候補者を議会側に推薦をされてこられているので、そこは全幅の信頼の下、これまで私自身の個人的な判断として同意をしております。

その前提で、要は教育委員の方のどういう方なのかということで、識見が高く教育委員にふさわしい方ということでご推薦をいただくわけですが、毎回、お名前と生年月日と現住所とこれまでの略歴が示されまして、それだけの情報でこれまで同意を行ってまいりましたが、今回、高橋しんじ議員の質問に関連してですが、その現在の教育委員の方の中に教科書執筆に関わった方がいらっしゃる、その方が教科書採択においての教育委員会での質疑は退席をされて、残りの教育委員の方々に採択の決定がなされたということがありました。

ご質問は、そういう方が教育委員としてふさわしいのかという話でのご質問に対して、教育次長からは、識見高く経験豊富な方ですし、また教科書採択以外のことについてしっかりと教育委員としての任務を果たされていらっしゃると思います。そのときに、議会側も任命同意しているでしょうというようなお話もございましたので、そこは確かにそうだという受け止めがある一方で、そうすると、今後は同意するにあたりまして、教育委員の方の略歴をもっと具体的に示していただかないと、責任ある立場で同意ができないのではないかというふうに、今回の質問を通じて受け止めました。

質問としては、今後の教育委員の任命を我々が同意するにあたっての、特に教育分野においてのより詳細な経歴をお示しをいただきたいと思いますと思うのですが、今後の教育委員の情報としてご提供いただけないでしょうかというのがまず質問です。

○こんの委員長

質問が終わりました。

それでは、理事者よりご答弁をお願いいたします。

○松木庶務課長

教育委員の任命に関するご質問でございますが、まず前提としまして文教委員会所管の範囲内としてのお答えということで、そういった意味では教育委員会の運営を庶務課で担っておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

第一義的には、教育委員の任命権限というものは我々の所管するところではないということがございますけれども、教育委員の任命につきましては、法律の規定によりまして、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育・学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命すると。これはこのように規定されてございます。本区の教育委員の任命につきましては、この法律の規定の手続にのっとり適正な手続により行われているものであり、教育委員会としましても問題がないものと考えております。

この一般質問でのご答弁につきましても、この制度上、それから手続上、しっかりとこういった法にのっとりした手順で進めているということで、問題がないという意味でのご答弁をさせてもらったところでございますので、今の委員のご指摘の部分はあろうかと思っておりますけれども、まずは文教委員会所管の範囲としましては、以上のお答えとさせていただきます。

○田中委員

確かに任命同意に関連しては、文教委員会の範疇を超えている要素もあると私も思われますので、今回の質疑のやり取り、議事録としてどう扱っていたかというのがありますが、ここはぜひ委員長に、今後のその同意にあたっての教育委員会側からのと言いますか、区長側からなのか、要は議会に対する教育委員候補の方より詳細な情報を、今後、今回の質問を通じて求めていくべきだという声があったということを委員長会なり議運なりに諮っていただいて、一つの今後の教育委員の同意のあり方について、ぜひ特に、議運で議論していただけるようにお計らいをしていただけるとありがたいということで、要望、お願いをさせていただきたいと思っております。それが1点です。

○こんの委員長

ご意見としては承りました。

○田中委員

よろしく申し上げます。

あともう一点、もう一つの切り口として、教科書執筆に携わった方が、教科書採択において、関係者ということで退席をされたことの事象についての評価というのでしょうか。高橋しんじ議員のご質問としてはほかの自治体の事例を出されて、教育委員として教科書採択には携われない方がそこにいらっしやることへの疑念・疑問を投げかけられたわけですが、別の視点からすると、議長のご説明では、今回の教育委員は識見も高くというお方だということで、ほかの教科書採択以外の教育委員の分野においては、しっかりと委員としての役割を果たしていただいているという旨のご答弁がありました。教育委員としての役割にはいろいろたくさんある中の、教科書採択は大きな役目の一つだと言うお話もありましたが、逆の視点からすると、教科書の執筆に携わるような方というのは、やはり相当の経験者というのか、教育に対する、あるいはその科目に対する識見の高い知識のある方であろうと私は思います。

そういう方が教育委員になっていただくことは、私はそういう経験者でもあることは、ほかの教育委員としての役割はしっかりと果たしていただいていると思っておりますので、1つは質問としては、教育委

員としての役割の中で、教科書採択という役割がどのような位置づけで教育委員の役割の中にあるのか、そこをお伺いしたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

教科書採択にあたっての委員の役割ということでございますけれども、複数回教育委員会を開きまして、その中でご審議いただいて採択していただくということで、回数も取って行っておりますので、非常に重要な役割を担っていただいていると思っております。委員の皆様には、教科書の検討委員会が作成した教科書の特徴をまとめた一覧をご覧いただきながら、また教科書見本も併せてご覧いただきながら、本区の児童・生徒に合ったより良いものを選んでいただくという手順を踏んでおりますので、そういった教育委員の役割があるということでございます。

○田中委員

教科書採択以外の教育委員としての役割、教育分野においても様々あると思いますが、その役割を果たすにあたって、私の受け止めは、今回の方のように教科書の執筆に携わるような方というのは相当のご経験者でもあるし知見も高い方だと、そういう意味では有能な方だと思っております、その経験はぜひ教育委員としてしっかり生かしていただきたいという思いがありますが、具体的なあれは言うてはいけないのかもしれませんが、これまでのご経験を生かされた、教科書採択には携われなかったけれども、ほかの分野ではしっかりご対応いただいているということの実績というか評価というか、教育委員の方の評価をするということも大変極めて難しい話かもしれませんが、これまで果たしてこられたそのお方の功績といいますか、実績をどのようにご評価されていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

○船木庶務課長

今のご質問に対するお答えですけれども、まず教育委員会の職務権限、これは先ほどの法律と同じように、19個の項目が教育委員会の職務権限として規定がございます。その中の一つに、この教科書その他の教材の取扱いに関することという明記がございます。一方で、主なところで申し上げれば、学校の組織編成、教育課程、学習指導、そういったことから学齢生徒・学齢児童の就学、生徒・児童の入学だったり転学だったり、大きくは区の教育行政の基本方針に関することとか、今で言うと教育振興基本計画を策定してとかいろいろ様々ありますが、こうしたところを、まさにその識見がいろいろおありなる方の中でも、やはり区の教育施策を一步でも前に進めていくという意味では、やはり地域のことをどれだけ知っていただいているか、それからご理解いただいているか。そういった中で品川区の教育施策をどのようにという意味では、かなりこれまでの教育のいろいろな区の経緯であるとか、それからそれまでの取組ということもご存じでいらっしゃるし、本当にいろいろな意味ではいろいろな審議をしていただいている中で、非常に見識なり経歴を生かされたご意見を本当に頂戴しているところでございます。そういったところで、教育委員会としましては、教育委員としては適任であると認識をしております。

○田中委員

まとめます。私も客観的な情報として、今回、そうだろうと想定される方は非常にご経験も豊かで、その豊かさがあるがゆえに教科書執筆にも携われてこられた方だと思います。ただ、逆に教科書採択という観点で言うと、どうしても当事者ということで退席をせざるを得ないわけですが、今回の質問を通じて、次長のご答弁のように私も識見高い、またぜひ引き続き教育委員として教科書採択以外の部分で活躍していただきたい。でもすみません、ちょっと確認なのですが、恐らく一つの科目の担当の執筆者

だと思いますが、それ以外の教科書の採択においては、その方は教科書採択の教育委員として退席をする必要ないわけですね。そこだけちょっともう一回、すみません、まとめる前にもう一点だけ確認です。

○丸谷教育総合支援センター長

今回、当該委員が携わった教科書の教科については、審議に参加しないということで想定をしておいたのですけれども、東京都にも確認を行い、東京都から文部科学省にも確認をしていただいておりますところ、やはり他の評価の教科書であっても、出版社、同一の出版社で様々な教科の教科書を発行しておりますので、当該教科以外の教科についても審議に加わるべきではないという見解をいただきましたので、それに基づいて他の教科の審議にも加わらない形を取らせていただきました。

○田中委員

ある特定の科目の専門の方とはいえ、出版社がほかの分野でも教科書を発行されていることから、他の専門以外の分野でも退席をされたということで、分かりました。

手続の問題で、私は区長からの推薦が議会側に示された項目の中に、もう少し詳細な項目があって、具体的に教科書執筆にも携わってこられたという情報を今後はぜひいただきたいと思っています。その上で、議会としてそれ以外の分野においてこれまでの経験をぜひ教育の分野に生かしていただきたいという観点から、議会側はその責任ある立場で判断を下していくという、そういう手続があって、今回の事象のときに退席をされたということであっても私は問題なく受け止めて、しっかりとした見識を持った上で、その方の教育委員としてほかの分野に関しての活動をお願いできたのではないかと考えておりますので、質問としては分かりました。

今後の議会運営に関しては、先ほど委員長にお願いしたことをお諮りいただけるとありがたいという思いがございますので、私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○高橋（し）委員

ご答弁でもいただいて、今もお話ありましたけれども、法律上は全く問題ないということで、それはそうなのですね。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で退席すればということですから、問題は無いと。私が質問させていただいたのは、疑念を持たれることが起きないようにする。教科書の採択については、品川区ではなくて過去にも様々な問題があって、裁判にもなったり指導された方もいらっしゃるわけで、非常に大きな問題だったり、そのほかの要素でも教科書は問題、いろいろあるところなので、そういった疑念を持たないようにするべきではないかというお尋ねをしたのです。

1つ確認は、教科書を書いていた、退席をしなければいけない。でも法律では問題がないけれども、では道義的あるいは公平性について、大丈夫だろうということで議会のほうに任命同意をしたのでしょうかということをお尋ねします。

○米田教育次長

冒頭にも申し上げましたけれども、文教委員会の範疇を超えるということをお断りの上で、区長のほうから教育委員の任命については、これまでの慣例に基づいて議案を提出しているものと認識しております。その中で、教科書の採択にその教育委員として携わっている人間がいる場合に、そのお考えというのは様々だと思いますけれども、本会議でも申し上げましたように、私どもといたしましては、教科書の採択に関して、関与している者については基本的にその審議加わることはできないという認識の下、退席をさせていただいて、その他の委員で検討委員会に提出された資料等を基に審議ができると考えておりますので、現状その議案の提出と、教育委員の任命がふさわしいかというようなところについて、私ども教育委員会といたしましては特に問題はないと考えておるものがございます。

○高橋（し）委員

教科書の執筆者であるかどうかということをお区長部局で調べて提出してきたのか、それとも教育委員会のほうで調べたのかは分かりません。教育次長は、この教育委員が任命されたときは次長でいらっしやっただけで、今の教育長は行政側でいらっしやっただけですから、その辺の経緯はご存じなのかなと思います。これは文教委員会なので、その話は置いておきます。調べることは可能で、文科省に執筆者一覧が全部の教科書から出されるわけですね。東京都教育委員会に下りてきて、品川教育委員会にも下りてくるわけです。そうすると、その方が入っているかどうかというのは事前に分かるわけですね。それが分かった上で、教育委員のほうから下準備でいろいろなことを調べていただいたと思うのですが、区長部局のほうに回って、それで今回任命同意が出てきたのではないかと私は思ったのでお尋ねしたのですけれども、区長部局のほうの話だから答えられないということですので、私はこれ以上もうあれですけれども、やはり疑念を持たれるような形の方が教育委員会にいらっしやるということの是非については、問題ないと今お話しされたので、教科書の執筆者でいらっしやっただけで、その方が書いたのが採用された。その教育委員がこれからも教育委員でいらっしやるということについては、法的にも、それから道義的、公平性にも問題ないとお考えなのか、もう一度確認させてください。

○米田教育次長

繰り返すにはなりますが、検討委員会より提出された資料等、教科書の見本を基に、当該委員を除いた委員が各々の教科書の内容について審議を行いまして、公正公平に採択を行った結果でありますので、その採択の経緯や内容について疑念を持たれることはない、このように確信しております。

○高橋（し）委員

そのご発言は確認しましたが、全くの外から見た場合、それはどうなのかと思う方がいらっしやるということは、やはり感じていただかないといけないかなと思います。

○こんの委員長

ほかに、ございますでしょうか。

なければ、次に2件目の高橋しんじ委員の所管質問について、本会議の質問の繰り返しにならないような形で質問をお願いいたします。

○高橋（し）委員

大学の給付型の奨学金で、選考経緯についてはご答弁が一般質問でもありましたので、給付が1年なのか、それとも在学中全部なのかということ。それからもう一つは、例えば複数年、4年在学中全部だとすると、次の年にまた給付していただけるかどうかというのは何らかの条件があるのかということ。それから、奨学金を受けていらっしやる方は、区の行事への参加とか、区のボランティアに参加するとか、そういったこともやはりしていただくと一体化すると思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。そういうのがなければ、残念ながら給付されなかった方々がなかなか納得できないという部分もあるのではないかと思います。給付の年限と、その後の奨学生たちがどのようなことをされていくのかということですね。

ちなみに、高校生に向けての在学応援資金については返還免除の申請が出されて、それで返還免除という形があって、それも様々議論があって、区議会の中でも議論があって、それで貸付をする、一定の基準で返還免除にするというのがあったのですが、そういう形でなく、新聞報道ですけれども、返還義務がないというようなお話だったのですけれども、その点についてもいかがでしょうか。

○こんの委員長

質問が終わりました。

続いて、山本副委員長の所管質問について、本会議の質問の繰り返しにならないような形で質問をお願いいたします。

○山本副委員長

まず、私の考えですが、親の経済状況や生まれ育った環境に左右されることなく、次代を担う若者の成長を社会全体で支えることはとても大切であると考えております。奨学金制度はそれにつながる仕組みだと考えており、先日の決算特別委員会でも幾つか新たな仕組みのご提案をさせていただきました。その中で、今回、区が示されている区独自の給付型奨学金制度について所管質問をさせていただきます。

奨学金対象人数は、報道で100名を見込むとのことでしたが、品川区に在住の高校卒業予定者と、大学や専門学校に進学すると想定する人数、それから、今回創設される予定の奨学金に対する想定の新申込み人数について、お教えてください。

それから次に、今の高校進学にあたって区が実施している、返済型奨学金制度の選考過程について伺います。現状、作文の審査と面接の審査、それから最終審査があると理解しておりますが、作文の審査ではどなたがどういう形で選ばれるのでしょうか。それから、面接の審査はどなたがどれぐらいで、どのようなプロセスを経るのでしょうか。申込者と合格者についても、人数について教えてください。

趣旨としては、中学校卒業予定者約5,000人いると理解してございまして、高校進学向けの制度には所得制限がありますが、どのぐらいの方がこれへ申し込んでいるのかというのを知りたい次第です。

それから、また選考に関わる審査員の人数のほうもお教えてください。

また、区長のご答弁で、区では親の経済状況や生まれ育った環境に左右されることなく、次代を担う若者の成長を地域社会全体で支えていくことが重要だと考えるとのことのお答えでした。先ほども申し上げましたが、私もそのように考えております。そこで、この新たな奨学金制度の創設の目的について確認をさせていただきます。

○この委員

質問が終わりました。

それでは、理事者よりご答弁をお願いします。

○飛田子育て応援課長

まず、高橋委員の質問のほうからです。給付期間は1年なのか、また1年以上、4年間の場合、次の年の給付の条件等、また区のボランティアについてです。

まず給付についてですが、選考方法、給付の期間というところについては、今、国や他の自治体の制度について情報収集をしているところです。これらの調査を踏まえた上で、制度設計に取り組んでまいります。

また、大学生のボランティアの要員というところですが、現在日本学生支援機構の免除の要件としても、「スポーツ大会やボランティア活動で成し遂げた顕著な実績を残した者」があるということで認識しております。区としましては様々な事例を分析しながら、学業成績だけではなく、社会貢献活動や地域ボランティアの参加など、地域とのつながりも考慮した選考になるように設計を進めてまいりたいと思います。

また、高校生の今やっている免除貸付というところですが、そちらのほうの義務づけについても様々なところで制度設計しているところで、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、山本委員からの質問です。

まず、今回応募100名というところで、進学ニーズはどのくらいを予想しているのかというところですが、現在高校1年生から3年生の1学年の平均人数というところでは約2,700人となっています。都内の進学率が約70%なので、進学人数は約1,900人になるかと思えます。想定人数につきましては、募集要件がまだ決まっていないので、まだ分からない状況です。

在学応援資金の作文・面接が誰かということですがけれども、現在面接を行っているのは教育部門と子育て応援部門の管理職の2名の方に作文の添削をお願いしております。面接のほうは区内の高校の校長先生や区内の中学校の校長先生、また子育て応援課の事務局のほうで面接のほうを対応させていただいております。

申込者数、また合格者ということですがけれども、昨年ですと23名の方が申込みをされまして、全員が貸付を行っているというところでは、その審査のところでも、奨学金運営委員会でしっかり総合的に審議を行って、厳選な審査を行っているところがございます。

所得制限で何人申し込んでいるかというところですが、昨年度は23名ということになります。

今回の創設の目的はということですが、こちらのほうは先ほど委員もおっしゃったとおり、大学生への奨学金制度のことですが、親の経済状況や生まれ育った環境に左右されることなく、次代を担う若者の成長を地域社会全体で支えていくことが重要だと考えて、新たな奨学金制度の創設について検討を開始したということでもあります。

○この委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○高橋（し）委員

現在検討中の部分が多いということで、先ほどお話ししたことも含めて期待も大変大きいと思えますし、大きなニュースにもなっていますので、ぜひ今お話あったように様々な条件をクリアしながら、検討を進めていっていただきたいと思えます。

○山本副委員長

目的のところ、改めてお聞きして分かりました。その目的を達成することに対して、所得制限なしということは有効な場合があると考えます。一方で、進学への思いや将来の夢が強ければ、その親の経済状況において恵まれていて、奨学金の支援がなくても進学できる若者は応募ができるのでしょうか。それとも、応募ができないような制限をかけることをご検討されているのでしょうか。それから、他自治体の事例等も参考にするというお話だったのでけれども、所得制限がない奨学金制度というのは、他自治体での取組として参考となるものがあるのでしょうか。お教えてください。

○飛田子育て応援課長

まず、現在奨学金の支援の必要でない方も応募できるのかというところですがけれども、所得制限なしで100名規模を軸に検討を進めてまいります。

他区の制度等のことですが、所得制限を設けない制度は区内では例がありません。区としては、日本学生支援機構や先行区の足立区、港区からも情報収集を今行っているというところでは。

○山本副委員長

そうすると、まだ検討中ということですがけれども、所得制限をなしでやっていくとすると、結果としてその奨学金の支援がなくても進学できる若者が優先されて、親の経済状況により進学できない若者が選ばれない可能性があるとも考えます。この点どのように公平性と公正さを担保するのかとても難しいなというのが、私はちょっと思っているところがございます。

また、その給付は大学の授業料相当との報道でしたけれども、例えば私立大学の医学部では、年間授業料が2,000万円以上するという場合もあります。医者になって人命を救いたいという何か強い思いがある若者の場合、全額の負担をするということもあるのでしょうか。それとも、その一定の上限額の設定や学部の制限を設けることも検討されておりますでしょうか。

それから、選定方法についてですけれども、成績だけでなく地域貢献活動や地域ボランティアの参加など、地域のつながりも考慮するという事はすばらしいと思います。一方で、その参加回数で決めるのか、内容で決めるのか、どのように公平性と公正性を担保するのかというのも論点としてあるかと考えます。それぞれ現段階でのご方針等があればお聞かせください。

○こんの委員長

先ほど、現在まだ制度設計中だという断りもありましたので、お答えできる範囲で結構です。お願いします。

○飛田子育て応援課長

現在面接や成績等、またそういう社会貢献等も踏まえまして、授業料の一部を給付と考えております。またその他についてはまだ検討中です。以上でございます。

○山本副委員長

今後、検討を進められるということで理解しております。

そう考えていきますと、選考の基準の公平性や公正性を担保することが相当に難しいことだと感じています。また、その100名を選考するための労力も相当にかかるのではないかと考えます。ご提案としては、その100名規模で所得制限なしということですが、所得制限ありとなしと場合分けしてやっていくというのも、その目的に照らし合わせると一つ選択肢としてはあるかなということですので、こちらをご提案とさせていただきます。

教育に投資することはとてもよいことで、奨学金制度を前に進めることは賛成しています。一方で貴重な税金を投入するので、有効に活用できるよう、良い制度設計ができることを期待しております。ご説明ありがとうございました。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、なければ高橋しんじ委員、山本副委員長の所管質問を終了いたします。

次に移りたいところなのですが、2時間半ぐらいになりますので、一旦休憩を10分ほど入れたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、会議の運営上、暫時休憩いたします。10分よろしいですか。4時15分から再開になりますので、よろしく願います。

○午後4時02分休憩

○午後4時12分再開

○こんの委員長

それでは、皆様そろわれたようですので休憩前に引き続き文教委員会を再開いたします。

次に高橋しんじ委員の所管質問について、本会議の質問の繰り返しにならないような形で質問をお願いいたします。

○高橋（し）委員

義務教育施設の整備基金についてお尋ねします。石田秀男議員が本会議で質問したのですが、その内容は少し置いておいて、改築を進めていただきたいという視点で質問をします。

その基金の流れが、令和4年度末、令和5年度末で微増で二百数十億円、令和6年の当初予算では164億円ということで積立の計画があるのですがけれども、その後のこの基金の状況がどのようになっていくのか。それは改築と大きな関わりがあるかと思います。一般財源との関係もあるので、基金だけ見て改築のことは語れないのかもしれませんが、本会議のほうで一段落というご答弁もあったのですが、公共施設等総合計画では、学校のほうは2024年から2043年の間に改築にあたるというのはものすごくたくさん表には出ていますので、そういうことを踏まえて、今後の流れをご説明いただきたいと思います。

○こんの委員長

質問が終わりました。

それでは、理事者よりご答弁をお願いいたします。

○荒木学校施設担当課長

私からは、義務教育施設整備基金の積立状況や今後の見通し、学校改築との関連についてお答えいたします。

まず、基金の積立状況についてですが、令和6年11月時点で約229億1,000万円ございます。新規積立にあたりましては、予算編成の所管である財政課において、特別区税の剰余額、財政調整交付金剰余額などを原資に、充当先予算の必要額見込みを勘案して決定していると聞いております。このほかにも、会計管理室のほうで基金の運用で生じた利子を毎年度こちらのほうに積み立てているという状況でございます。

次に、基金の取崩し状況についてですが、令和3年度は実績はございませんでしたが、令和4年度に5億円、令和5年度に19億円、それぞれ学校改築推進経費に充当しております。昨年、令和5年度につきましては部分竣工を迎えた学校が3校ございまして、それに伴う必要支出も多くなったことが理由でございます。本年度についてはまだ実績はございません。

次に、今後の学校改築の進捗に合わせた見通しについてです。現在工事中の5校および設計中の2校に関しては、所管として滞りなく事業を進めていけるよう、工事最終年度までを見据えた必要額を常に最新状況に更新して予算措置を行っております。この際に、令和6年度以降に新規着手する改築校についても、年度ごとの予算額推移を見極めながら予算編成を通じて決定をしているところです。

基金につきましても今後の改築を見据え、財政負担の平準化が図れるよう計画的に積立、取崩しを行っていきたいと考えております。

○こんの委員長

説明が終わりました。それでは、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○高橋（し）委員

基金の取崩しがそれほど令和3年、令和4年、令和5年は19億円ですが、少ない中で済んでいるということなのですが、昨日も学校改築の補正予算に関する審査、金額の増加というのがありました。1校50億円と言われていたのが、昨日のお話だと今回、70億円、80億円ということで出てきたものもありますので、かなり高騰していく。でも一方老朽化した校舎が多いので、一般財源から主に出ている状況なのですが、やはり基金のほうもできるだけ有効に使いながら、学校改築を先ほど計画していると

いうレベルのお話だけだったのですが、進めていっていただきたいと思うのですが、今のペースでなかなか難しい状況なのかということだけ確認させてください。

○荒木学校施設担当課長

現在は1年につき1校のペースで実施をしております。繰り返しになるのですけれども、既に設計に着手している浅間台小学校までについては、今後も引き続き継続して建替えに向けて事業を進めてまいります。来年度以降に新規着手する学校につきましては、今ちょうど最後の詰めを行っております予算編成の中で決定して、決まればしっかりと事業を進めていくという考えでございます。

○高橋（し）委員

本当に財政的ないろいろな予算で他の所管の事業も多くなっていく中で、学校改築の部分がなかなか進まないということのないように、ぜひ、先ほど1校と言いましたけれども、できれば2校ずつ表の中の改築対象のところを進めていって、長い目で見れば、区の子どもたちが長い間通う学校がきちんと整備されていくことにつながりますので、それも子育ての政策の重要なものだと思いますので、よろしくお願いします。これは、要望でお願いします。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、なければ高橋しんじ委員の所管質問を終了いたします。

次に、改めまして山本副委員長の所管質問について、今回、質問の繰り返しにならないような形で質問をお願いいたします。

○山本副委員長

私からは、高橋しんじ議員の一般質問の中での生徒による主体的な取組について、所管質問をさせていただきます。こちらは浜川中学校の標準服の改定プロセスとして、とてもすばらしいものだと私も思います。ご答弁の中で、区立学校全体でも生かせるよう好事例として周知してまいりますというお答えがございましたので、この周知の仕方についてお教えてください。

○こんの委員長

質問が終わりました。

それでは、理事者よりご答弁をお願いいたします。

○丸谷教育総合支援センター長

このたび一般質問の中で、浜川中学校の標準服の選定方法についての取組をご評価いただいたと捉えております。これまでも学校の決まり等について、児童・生徒や保護者等の意見を踏まえ、毎年見直しを図るですとか、子どもや保護者、地域の声を聞くという取組について、各校に教育委員会から働きかけているところでございます。

今回の標準服の選定についての事例につきましては、校長・園長連絡会で共有するほか、生活指導主任会等で生徒指導提要についての理解を深めるための説明の際に、区立学校での取組について周知してまいります。

今後も各校が主体的にこうした良い取組を進めているところですので、区立学校で共有し、学校の実態に応じた主体的な取組ができるように周知に努めてまいります。

○こんの委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○山本副委員長

これまでも、本日の質問の中でも、述べさせていただきましたが、リアルの機会でご共有いただく、これはとても大事ですし、自主校長会等で校長先生に説明いただくというのも認知を広める上で必要だと思いますけれども、それだけではなく、デジタルでも効率よく効果的に情報共有、そして情報蓄積を図っていただきたいと思っております。

TEAMSで自主校長会の資料が保存されているということをございますけれども、それが引き出しやすい状況になっているかどうかを確認をいただきたいですし、先ほどのご答弁でもございましたが、人が入れ替わる中で、やはりそこにあっても誰も見にいかないということも一般的にはよくある状況でございまして、それが取り出しやすいように保管されていることだったり、より整理されていて有機的に使えるという状況というのがとても大事だと思います。

標準服の改定プロセスを常々呼びかけていらっしゃって、ほかでもあるということで、ご存じの方、学校関係者、先生方も多いとは思いますが、やはりそういう情報の取り出しやすさというところが大事かと思しますので、そのように整備を進めていただくことを要望させていただいて、質問を終わります。要望で終わります。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○高橋（し）委員

この浜川中学校の取組は生徒が主体的に取り組んでいたのですが、実は生徒会が中心で、そのときに指導されていた先生がいらっしゃって、やはり主体的に取り組ませるといのは物すごく難しく、放任でも駄目だし、強引に引っ張ってもいけないし、そういう先生方に主体的に児童・生徒を取り組みさせるための研修というか、そういった手法といいますか、そういうところはどのような形で先生方に習得していただいているのでしょうかというのが1つです。

それからもう一つは、標準服のファッションショーなども生徒会が行って、生徒たちが投票したということ。そういった発想が出てきてそういうことになったのですけれども、それとともに周囲の小学生に、今度入る予定のリボンのデザインをQRコードで投票してもらったという取組、これは本当に素晴らしい取組で、その点についても先ほど校長会とかいろいろなところでもありましたけれども、小中一貫教育の連携校の大きな一つの成果ではないかと思ったので、その点について、2番目はそれをお願いします。

○丸谷教育総合支援センター長

やはり生徒会を中心に活動させる上で、指導する教員のスキルというものも一定程度必要かと考えております。生徒会担当は各校の生活指導部に属することが多いと思うのですが、生活指導主任会の中でそうした取組については共有を図る中で、どのようにしたら子どもたちが主体的に考えられるのかということも含めて、意見交換の場ができればと考えているところです。教員がファシリテーター役になるという形で、こうした委員会活動であったりとか、今後は授業の中でもそういったスキルが教員には必要になってきますので、そうした視点からも、今後の研修等も含めて進められればと考えております。

また、小中連携の中で小学生にリボンのデザインを投票させるというのは、これまでにはなかった取組だと考えておられて、標準服に限って言うと、浜川中学校はもう最後のほうになりまして、ほかの14校は既に新しいといいますか、更新した標準服になっておりますので、今後は同じ取組というのは難しいのですけれども、何かこうした小中の連携を大切に結びつきというようなものを大事に

できればということも考えておりますので、教員同士が小中連携のネットワークの中で協議する場もありますので、そういったところで広げられればと考えております。

○高橋（し）委員

すみません、私が一般質問したのにまた質問しまして申し訳ありません。今、お話があったように大変すばらしい取組ですので、ぜひ区内に広めていって、いろいろ形は変えても、中学校の生徒たちがこの浜川中学校の感想にあったように、自分たちの未来のことを自分たちで決められてうれしかったというのがテレビにも出ていましたので、ぜひそういった学校が増えることを要望します。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○山本副委員長

高橋しんじ委員がおっしゃられたこと、好事例のポイントは細部に宿っているということなのかなと。好事例というのは、一言で言うとすごく短い表現ですけれども、やはりその本当にいいものというのは細かなところにあるのかなというのを思いましたので、まさにそういうものがちゃんと共有できるようなお伝えの仕方をしていただきたいというのが私の思いですし、主体的な取組をするというのは、本当にどうやってやっていくのかということもございます。様々なところに好事例のヒントがあると思いますので、私からも改めてそういった意味でのご協力をお願いさせていただいて、追加での要望とさせていただきます。

○こんの委員長

ほかにありますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で所管質問を終了いたします。

(2) 議会閉会中継続審査調査事項について

○こんの委員長

次に、(2)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、サイドブックスにて配布の申出書(案)のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ありがとうございます。それでは、この案のとおりで申出します。

(3) 委員長報告

○こんの委員長

次に、(3)委員長報告についてでございます。

昨日の議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ありがとうございます。それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

(4) その他

○こんの委員長

次に、(4)その他で何かございますでしょうか。

ないようですので、その他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、文教委員会を閉会いたします。長時間ありがとうございました。

○午後4時29分閉会